

議案第48号

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例について

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成
6年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

公職選挙法施行令が改正されたことを踏まえ、市議会議員選挙及び市長選挙における公費負担の限度額を国の選挙に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 の一部を改正する条例

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
(ビラの作成の公費負担)	(ビラの作成の公費負担)
第6条 候補者は、 <u>8円38銭</u> にビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	第6条 候補者は、 <u>7円73銭</u> にビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)	(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第8条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>8円38銭</u> を超える場合には、 <u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。	第8条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7円73銭</u> を超える場合には、 <u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。
(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)	(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)
第11条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に	第11条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に

基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、586円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第49号

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第63号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

市議会議員の現行の報酬水準の妥当性に係る取手市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、令和8年度から市議会議員の報酬月額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後			改正前		
別表(第1条、第4条関係)			別表		
職名	議員報酬 月額	旅費の額 (相当する 職)	職名	議員報酬 月額	旅費の額 (相当する 職)
議会の議員 議長	<u>537,000円</u>	市長	議会の議員 議長	<u>494,000円</u>	市長
副議長	<u>481,000円</u>	副市長	副議長	<u>444,000円</u>	副市長
議員	<u>448,000円</u>	副市長	議員	<u>411,000円</u>	副市長

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 50 号

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

令和 8 年 2 月からスマート市役所の本格的な運用を開始するに当たり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定を踏まえ、オンライン決済による手数料等の納付、処分通知等をオンラインで行う場合における手続等に関する規定を整備するほか、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>取手市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようとするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則等 執行機関（監査委員及び農業委員会を除く。）に係る手続等にあっては当該執行機関の規則その他の規程、その他の機関に係る手続等にあっては当該機関の規程をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図</p>	<p><u>取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようとするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図</p>

形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5)から(11)まで (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置

形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4)から(10)まで (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において納付書をもってすることその他の使用料、手数料その他市の収入であって、規則等で定めるもの(以下この項において「使用料等」という。)の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができます。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式によ

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

る表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行なうことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行なうものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面

行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手續等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認

等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

する必要があること, 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条及び前条の規定

(添付書類の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し, 登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては, 当該条例等の規定にかかわらず, 市の機関が, 当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより, 直接に, 又は電子情報処理組織を使用して, 当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し, 又は参照することができる場合には, 添付することを要しない。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 市は, 情報通信技術を活用した行政

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 市は, 市の機関に係る手続等における

の推進を図るため、市の機関に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、少なくとも毎年度1回、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び处分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

る情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市 の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び处分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(規則等)

第9条 この条例における規則等は、執行機関(監査委員及び農業委員会を除く。)に係る手続等にあっては当該執行機関の規則その他規程、その他の機関に係る手続等にあっては当該機関の規程とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の取手市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる電子情報処理組織による申請等又は处分通知等について適用し、施行日前に行われた電子情報処理組織による申請等又は处分通知等については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の取手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、改正後の条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

議案第 51 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 11 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中村修

提案理由

令和 8 年 2 月からスマート市役所の本格的な運用を開始するに当たり、窓口交付又は多機能端末機による交付に係る手数料のみ定められている事務について、スマート市役所からの申請等に対応する金額の定めがないことから、申請等があった場合にも対応できる規定とするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)及び(2) (略)	(略)	(略)
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	ア 窓口で交付するもの 1件 300円 イ 多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付するもの 1件 200円
(4)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項、第2項及び第8項の規定による住民票の写し又は同法第15条の4第1項及び第3項から第5項までの規定による除票の写しの交付	住民票の写し又は除票の写しの交付手数料	ア 窓口で交付するもの 1件 300円 イ 多機能端末機により交付するもの 1件 200円
(10)から(28)まで (略)	(略)	(略)
(29) 所得及び資産に関する証明	所得及び資産に関する証明手数料	ア 窓口で交付するもの 1枚 300円 イ 多機能端末機により交付するもの 1枚 200円
(30)から(137)まで (略)	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)及び(2) (略)	(略)	(略)
(3) 印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	<p>ア <u>多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、住民票の写し等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)以外の方法により交付するもの</u> 1件 300円</p> <p>イ 多機能端末機により交付するもの 1件 200円</p>
(4)から(8)まで (略)	(略)	(略)
(9) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項並びに第12条の3第1項、第2項及び第8項の規定による住民票の写し又は同法第15条の4第1項及び第3項から第5項までの規定による除票の写しの交付	住民票の写し又は除票の写しの交付手数料	<p>ア <u>多機能端末機以外の方法により交付するもの</u> 1件 300円</p> <p>イ 多機能端末機により交付するもの 1件 200円</p>
(10)から(28)まで (略)	(略)	(略)
(29) 所得及び資産に関する証明	所得及び資産に関する証明手数料	<p>ア <u>多機能端末機以外の方法により交付するもの</u> 1枚 300円</p> <p>イ 多機能端末機により交付するもの 1枚 200円</p>
(30)から(137)まで (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

議案第 52 号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成 3 年条例第 26 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中村修

提案理由

電気通信事業法が改正され引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
(印鑑登録証明書の交付申請)	(印鑑登録証明書の交付申請)
第12条 (略)	第12条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第3号</u> に規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。	4 第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に、個人番号カード又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第2号</u> に規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して自ら暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

付 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第 53 号

取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

内閣府令で定められた基準を踏まえ、市が行う財政支援としての乳児等支援給付において、本来子どもの保護者に給付されるべき給付費を子ども・子育て支援法の規定に基づき保護者に代わって市から受領し、事業を実施することができる「特定乳児等通園支援事業者」に係る市長の確認基準を定めるため、本条例を制定するものです。

取手市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
 - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
 - 第2節 運営に関する基準（第4条～第32条）
- 第3章 雜則（第33条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもたちの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1か月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申

込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供了日時、提供時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受

けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項の乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、提供時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者的心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正の行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに特定乳児等通園支援の提供を行わない日

- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の特定乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、

児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する

乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する

る事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 54 号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 22 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律による関係法令の改正に伴い、地域限定保育士に関する文言の追加を行うとともに、改正により移動が生じる児童福祉法の条項を引用している条例についての所要の整理等を行うほか、条例の基準となっている内閣府令の改正を踏まえた所要の改正を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u> の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、 <u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <u>乳幼児に対する健康診査</u> </td><td style="width: 50%; padding: 5px; vertical-align: top;"> <u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u> </td></tr> </table>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	<p>3 及び 4 (略) (職員)</p> <p>第 23 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した<u>保育士若しくは茨城県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u></p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>3 (略) (職員)</p> <p>第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、<u>保育士又は地域限定保育士</u>, 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士<u>又は地域限定保育士</u>の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>3 前項に規定する<u>保育士又は地域限定保育士</u>の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>		

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士又は地域限定保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。), 嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士とする。

(1)から(4)まで (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士又は地域限定保育士、嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)から(4)まで (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。), 嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)から(4)まで (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)から(4)まで (略)

<p>3 前項に規定する<u>保育士又は地域限定保育士の数</u>の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 47 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士<u>又は地域限定保育士</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。), 嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 前項に規定する<u>保育士又は地域限定保育士の数</u>の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する<u>保育士の数</u>の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第 47 条 事業所内保育事業(利用定員が 19 人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。), 嘴託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 前項に規定する<u>保育士の数</u>の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
--	--

(取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

(取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) <u>保育士又は茨城県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士の資格を有する者</u></p> <p>(2) から (10) まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p> <p>(2) から (10) まで (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>

(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
第4条 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(<u>乳児等通園支援事業所</u> の職員の一般的要件)	(<u>乳児等通園支援事業者</u> の職員の一般的条件)
第9条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。	第9条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際にについて訓練を受けたものでなければならない。
(<u>乳児等通園支援事業所</u> の職員の知識及び技能の向上等)	(<u>乳児等通園支援事業者</u> の職員の知識及び技能の向上等)
第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 (略)	2 (略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の防止)
第13条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(乳児等通園支援事業所内部の規程)	(乳児等通園支援事業所内部の規程)
第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲	第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲

げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)から(5)まで (略)

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)から(11)まで (略)

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第 20 条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は茨城県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下

げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

(1)から(5)まで (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8)から(11)まで (略)

(秘密保持等)

第 18 条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第 20 条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定

この条において「地域限定保育士」という。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行って当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士又は地域限定保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用して乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行って当たって当該保育所等の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができるとき。

する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回ることはできない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。
 - (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行って当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
 - (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用して乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行って当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(準用)

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(準用)

第 26 条 第 23 条及び第 24 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 23 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第 27 条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条(取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の改正規定(「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める部分に限る。)及び第 22 条の改正規定を除く。)の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 55 号

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例について

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和 54 年条例第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

茨城県信用保証協会における市町村中小企業金融制度要項の改正を踏まえ、条例に基づいて市があっせんする振興金融・自治金融の保証期間の最長限度を延長することにより、中小企業の金融の円滑化を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(融資保証期間の最長限度) 第8条 この条例によってあつ旋する融資の保証期間の最長限度は、 <u>10年</u> とする。	(融資保証あつ旋の期間の最長限度) 第8条 この条例によって融資保証をあつ旋する期間の最長限度は、 <u>7年</u> とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の取手市中小企業事業資金融資あつ旋条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われるあつ旋の申込みについて適用し、同日前に行われたあつ旋の申込みについては、なお従前の例による。

議案第 56 号

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例 について

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 9 年条例第 12 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

共同住宅における荷さばきのための駐車施設の設置義務や車いす使用者のための駐車施設の車高に係る基準の創設、荷さばきのための駐車施設の車高に係る基準の変更及び公共交通の利用促進に係る駐車施設の設置規模を緩和する規定の追加等を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

取手市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成9年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第4条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、(イ)欄に掲げる面積が(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄に規定する延べ面積(建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(ア)	(略)	
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計	
(ウ)	(略)	
(エ)	特定用途に供する部分	非特定用途に供する部分
(オ)	150m ²	450m ²
(カ)	(略)	
備考	(略)	

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第5条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	(略)			
(イ)	<u>2,000m²</u>			
(ウ)	百貨店その他の 店舗の用途に供 する部分	事務所の用途に 供する部分	倉庫の用途に供 する部分	特定用途(百貨店その他の 店舗, 事務所及び倉庫を除 く。)に供する部分
(エ)	<u>3,000m²</u>	<u>5,000m²</u>	<u>1,500m²</u>	<u>4,000m²</u>
(オ)	(略)			
備考	(略)			

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、(イ)欄に掲げる面積が(ウ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄に規定する延べ面積(建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。)が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、共同住宅及び非特定用途に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(ア)	(略)			
(イ)	特定用途(<u>共同住宅を除く。</u>)に供する部分の床面積と <u>共同住宅及び非特定用途</u> に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			
(ウ)	(略)			
(エ)	百貨店その他の店 舗の用途に供する 部分	事務所の用途に供 する部分	特定用途(百貨店 その他の店舗, 事 務所及び共同住宅 を除く。)に供する 部分	共同住宅及び非特 定用途に供する部 分
(オ)	<u>150m²</u>	<u>200m²</u>	<u>200m²</u>	<u>450m²</u>
(カ)	(略)			
備考	(略)			

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第5条 次の表の(ア)欄に掲げる地区内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数(共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。)が(イ)欄に掲げる面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積(共同住宅の用途においては戸数)をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積(共同住宅の用途においては戸数)で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われる場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	(略)				
(イ)	2,000m ²				
(ウ)	<u>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</u>				
(エ)	3,000m ²	5,000m ²	1,500m ²	4,000m ²	100戸
(オ)	(略)				
備考	(略)				

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

改正後	改正前
<p>第6条 (略)</p> <p><u>(大規模な共同住宅の特例に係る大規模通減)</u></p> <p>第6条の2 第5条の規定にかかわらず、戸数が400戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該共同住宅の戸数のうち、400戸を超え800</p>	<p>第6条 (略)</p>

戸までの部分の戸数に 0.5 を、 800 戸を超える部分の戸数に 0.25 をそれぞれ乗じたものの合計に 400 戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第 7 条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるもののために法第 20 条の 2 に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において第 4 条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において第 4 条から前条までの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車施設の規模)

第 9 条 第 4 条又は第 6 条から第 7 条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 2.3 メートル以上、奥行 5 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条又は第 6 条から第 7 条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数(以下この項において「附置義務台数」という。)に 0.3 を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅 2.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上と

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第 7 条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分が増加することとなるもののために法第 20 条の 2 に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前 3 条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において前 3 条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数を有する規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(駐車施設の規模)

第 9 条 第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1 台につき幅 2.3 メートル以上、奥行 5 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせができるものとしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に 0.3 を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げる。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅 2.5 メートル以上、奥行 6 メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも1 台分に

しなければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車いすの利用者のための駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)に2を加えた数

3 第4条又は第6条から第7条までの規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前2項の規定は、適用しない。

4 第5条又は第6条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3.2メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この

については、車いすの利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては適用しない。

4 第5条、第6条及び第7条の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りで

限りでない。

- 5 共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第5条又は第6条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に0.4を乗じて得た台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上とすることができます。

第10条 (略)

(公共交通の利用促進に係る特例)

- 第10条の2 第4条又は第6条から第7条までの規定により駐車施設を附置しなければならない建築物の所有者又は管理者が、当該建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置(以下「公共交通利用促進措置」という。)を講じた場合は、規則で定めるところにより、これらの規定により当該建築物に附置しなければならない駐車施設(車いす使用者用駐車施設を除く。)の台数を減ずることができる。

- 2 前項の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画(以下「公共交通利用促進計画」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 前項の承認を受けた所有者又は管理者が公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 第2項の承認を受けた所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について市長に報告しなければならない。

- 5 市長は、第2項の承認を受けた所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

ない。

第10条 (略)

<p><u>る。</u></p> <p>(1) <u>当該承認を受けた公共交通利用促進計画に定める公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。</u></p> <p>(2) <u>前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p>6 <u>第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された建築物の所有者又は管理者は、第4条又は第6条から第7条までの規定に適合するよう当該建築物に駐車施設を附置しなければならない。</u></p> <p>(措置命令)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置<u>及び理由</u>を記載した措置命令書により行うものとする。</p>	<p>(措置命令)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置を記載した措置命令書により行うものとする。</p>
---	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第5条第1項並びに第9条第2項及び第4項の規定は、この条例の施行の日から起算して6月を経過した日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者について適用する。

議案第 57 号

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 109 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中村修

提案理由

旧取手市立取手第一中学校の体育館及びグラウンドについて、令和 8 年度から新たに体育施設「取手市立井野体育館」として管理することに伴い、名称、利用日・利用時間、使用料の額を定める等所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第109号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで</td><td>(略)</td></tr><tr><td>取手市立井野体育館</td><td>取手市井野三丁目 15番1号</td></tr></tbody></table>	名称	位置	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)	取手市立井野体育館	取手市井野三丁目 15番1号	(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	名称	位置	取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)								
名称	位置																		
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)																		
取手市立井野体育館	取手市井野三丁目 15番1号																		
名称	位置																		
取手市立取手グリーンスポーツセンターの項から取手市立高須体育館の項まで	(略)																		
(施設) 第4条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>取手市立取手グリーンスポーツセンター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>取手市立藤代スポーツセンター</td><td>総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場</td></tr><tr><td>取手市立高須体育館</td><td>体育館 <u>グラウンド</u></td></tr><tr><td>取手市立井野体育館</td><td>体育館 <u>グラウンド</u></td></tr></tbody></table>	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)	取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場	取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>	取手市立井野体育館	体育館 <u>グラウンド</u>	(施設) 第4条 体育施設には、それぞれ次の表に掲げる施設を設ける。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>取手市立取手グリーンスポーツセンター</td><td>(略)</td></tr><tr><td>取手市立藤代スポーツセンター</td><td>総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場</td></tr><tr><td>取手市立高須体育館</td><td>体育館 <u>グラウンド</u></td></tr></tbody></table>	名称	施設	取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)	取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場	取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>
名称	施設																		
取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)																		
取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場																		
取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>																		
取手市立井野体育館	体育館 <u>グラウンド</u>																		
名称	施設																		
取手市立取手グリーンスポーツセンター	(略)																		
取手市立藤代スポーツセンター	総合体育館 野球場 テニスコート <u>多目的グラウンド</u> クレー広場 ピクニック広場																		
取手市立高須体育館	体育館 <u>グラウンド</u>																		
(使用料) 第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用	(使用料) 第9条 利用の許可を受けた者(以下「利用																		

<p>者」という。)は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料を前納しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 取手市立井野体育館 别表第5に規定する額</u></p> <p>2 利用者のうち、別表第6に規定する附属設備(以下「附属設備」という。)を利用した者は、同表に規定する使用料(以下「附属設備使用料」という。)を実際に利用した時間に応じて直ちに納付しなければならない。この場合において、1時間に満たない附属設備の利用は、1時間の利用とみなす。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、前条第1項及び第2項の使用料(以下「使用料」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する料金(以下「利用料金」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) 施設利用料金 別表第2から別表第6までに規定する額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>	<p>者」という。)は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料(以下「使用料」という。)を前納しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>2 利用者のうち、別表第5に規定する附属設備(以下「附属設備」という。)を利用した者は、同表に規定する使用料(以下「附属設備使用料」という。)を実際に利用した時間に応じて直ちに納付しなければならない。この場合において、1時間に満たない附属設備の利用は、1時間の利用とみなす。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項に規定する料金(以下「利用料金」という。)は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) 施設利用料金 別表第2から別表第5までに規定する額</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 及び 5 (略)</p>
--	---

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)

別表第1(第6条関係)

取手市立取手グリーンスポーツセンターの表 (略)

取手市立藤代スポーツセンター

施設	利用日	利用時間
総合体育館 野球場	毎週月曜日(祝日に当たるときは、 その翌日)及び12月29日から翌年 1月3日までの日を除く毎日	(略)
テニスコート	(略)	(略)
<u>多目的グランド</u>	(略)	(略)
クレー広場 ピクニック広場	(略)	(略)

取手市立高須体育館

施設	利用日	利用時間
体育館	(略)	(略)
<u>グランド</u>	(略)	(略)

別表第3(第9条, 第20条関係)

取手市立藤代スポーツセンター

- (1) (略)
- (2) 屋外施設

(単位: 円)

施設の名称	利用区分		団体使用料							個人 使用 料
	利用時間帯		9~11時	11~13時	13~15時	15~17時	17~19時	19~21時		
野球場の部 及びテニス コートの部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>多目的グラ ンド</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クレー広場 の部及びピ クニック広 場の部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第4(第9条, 第20条関係)

取手市立高須体育館

(単位: 円)

施設の名称	団体使用料					
	9~11 時	11~13 時	13~15 時	15~17 時	17~19 時	19~21 時
体育館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
グランド	<u>無料</u>					

備考 (略)

別表第5 (略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)

別表第1(第6条関係)

取手市立取手グリーンスポーツセンターの表 (略)

取手市立藤代スポーツセンター

施設	利用日	利用時間
総合体育館 野球場	毎週月曜日(祝日に当たるときは、 その翌日)及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く毎日	(略)
テニスコート	(略)	(略)
多目的グラウンド	(略)	(略)
クレー広場 ピクニック広場	(略)	(略)

取手市立高須体育館

施設	利用日	利用時間
体育館	(略)	(略)
グラウンド	(略)	(略)

取手市立井野体育館

施設	利用日	利用時間
体育館	藤代スポーツセンター総合体育館と同じ	午前9時から午後9時まで
グラウンド	藤代スポーツセンター総合体育館と同じ	午前9時から午後6時まで

別表第3(第 9 条, 第 20 条関係)

取手市立藤代スポーツセンター

(1) (略)

(2) 屋外施設

(単位：円)

施設の名称	利用区分		団体使用料						個人 使用 料
	利用時間帯		9～11 時	11～13 時	13～15 時	15～17 時	17～19 時	19～21 時	
野球場の部 及びテニスコートの部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>多目的グラウンド</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
クレー広場の部及びピクニック広場の部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第4(第9条, 第20条関係)

取手市立高須体育館

(単位：円)

施設の名称	団体使用料					
	9～11 時	11～13 時	13～15 時	15～17 時	17～19 時	19～21 時
体育館	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
グラウンド	無料					

備考 (略)

別表第5(第9条, 第20条関係)

取手市立井野体育館

(単位：円)

施設の名称	団体使用料				個人使用料
	9～12 時	12～15 時	15～18 時	18～21 時	
体育館	1,800	1,800	1,800	1,800	各時間帯ごとに 一般 300 小学生及び中学生 140 未就学児 無料
グラウンド	無料				

備考

- (1) 市民(市内に在住し、在学し、又は在勤する者をいう。)以外の利用者の施設使用料は、5割増しの額とする。
- (2) 利用時間がこの表の区分時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- (4) 利用者は、施設の個人使用料の支払に限り、教育委員会の発行するカードを使用することができる。この場合において、カードは1,000円、2,000円、3,000円、5,000円の4種類とし、それぞれの1割増しの額まで支払うことができる。
- (5) この表において「小学生」とは小学校及びこれに相当する学校の児童をいい、「中学生」とは中学校及びこれに相当する学校の生徒をいう。

別表第6 (略)

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づく施行日以後の利用に係る申請の受付、利用の許可、使用料の徴収その他必要な準備行為を行うことができる。

議案第 58 号

取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

取手市立学校体育施設の開放に関する条例（平成 21 年条例第 39 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

市内小中学校の体育館及び武道場に空調設備を設置することに伴い、令和 8 年度から学校体育施設開放事業において使用する体育館等で空調設備の使用が可能になることから、空調設備の使用料について新たに定めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市立学校体育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

取手市立学校体育施設の開放に関する条例（平成21年条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用料) 第10条 第8条第1項の規定による利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)は、利用する時間に応じ、別表第2に規定する額の使用料を前納しなければならない。 <u>2 利用団体のうち、別表第3に規定する附属設備を利用するものは、実際に利用する時間に応じ、教育委員会が指定する方法により同表に規定する使用料を納付しなければならない。この場合において、1時間に満たない附属設備の利用は、1時間の利用とみなす。</u> (使用料の減免) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、 <u>前条第1項及び第2項の使用料(以下「使用料」という。)</u> を減額し、又は免除することができる。	(使用料) 第10条 第8条第1項の規定による利用の許可を受けた登録団体(以下「利用団体」という。)は、利用する時間に応じ、別表第2に規定する額の使用料 <u>(以下「使用料」という。)</u> を前納しなければならない。 (使用料の減免) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるとときは、 <u>使用料</u> を減額し、又は免除することができる。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第10条関係）

開放施設	附属設備	1時間当たりの附属設備の使用料
小学校体育館	空調設備	1,000円
中学校体育館	空調設備	1,500円
中学校武道場	空調設備	500円

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 59 号

取手市火災予防条例の一部を改正する条例について

取手市火災予防条例（昭和 37 年条例第 69 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中村修

提案理由

火災予防条例（例）に林野火災予防の実効性を高めるための規定が追加されたこと並びに火災予防に関する総務省令の改正により消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）の区分及びこれに適用される基準が創設されたことに伴い、本市においても同様の措置を講ずるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市火災予防条例の一部を改正する条例

取手市火災予防条例（昭和37年条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章から第7章まで (略)</p> <p>付則</p> <p>第7条 (略) <u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したもの)をいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2～第29条の7)</u></p> <p>第4章から第7章まで (略)</p> <p>付則</p> <p>第7条 (略)</p>

サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するものほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するものほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 取手市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するものほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。
(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 取手市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の

実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止, 火災の早期発見, 初期消火, 延焼防止, 通報, 避難等に資する住宅用防災機器, 感震ブレーカーその他の物品, 機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は, 気象の状況が山林, 原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるとときは, 林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは, 注意報が解除されるまでの間, 市の区域内に在る者は, 第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は, 林野火災の発生の危険性を勘案して, 前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は, 林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは, 林野火災の発生の危険性を勘案して, 第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は, 同項の指定を受けたときは, 速やかに防火担当者を定め, 当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては, 防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ

実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止, 火災の早期発見, 初期消火, 延焼防止, 通報, 避難等に資する住宅用防災機器その他の物品, 機械器具及び設備の普及の促進

(2) (略)

2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は, 同項の指定を受けたときは, 速やかに防火担当者を定め, 当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては, 防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ

<p>るとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>	<p>るとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p>
<p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、<u>次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)の2から(15)まで (略)</p>	<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、<u>次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1)から(6)まで (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p> <p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p>	<p>(7) <u>サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p>(7)の2から(15)まで (略)</p>
<p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) <u>水道の断水又は減水</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p>	<p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>(4) <u>水道の断水又は減少</u></p> <p>(5)及び(6) (略)</p>
<p>2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p> <p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p>	<p>(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)</p>

<p>第 46 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定は、同項の<u>届出の内容を変更し、又は貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。</u></p>	<p>第 46 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。</p>
---	--

付 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 45 条第 4 号の改正規定 公布の日
- (2) 第 7 条の 2 の改正規定、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 29 条の 7 及び第 44 条の改正規定 令和 8 年 3 月 31 日

議案第60号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号	起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点（番地先）			最小(m)
1-3250	駒場一丁目 3417 番 10	107.45		8.00
	駒場一丁目 3409 番 30			6.00
1-3251	駒場一丁目 3416 番 33	27.87		7.00
	駒場一丁目 3419 番 7			6.00

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

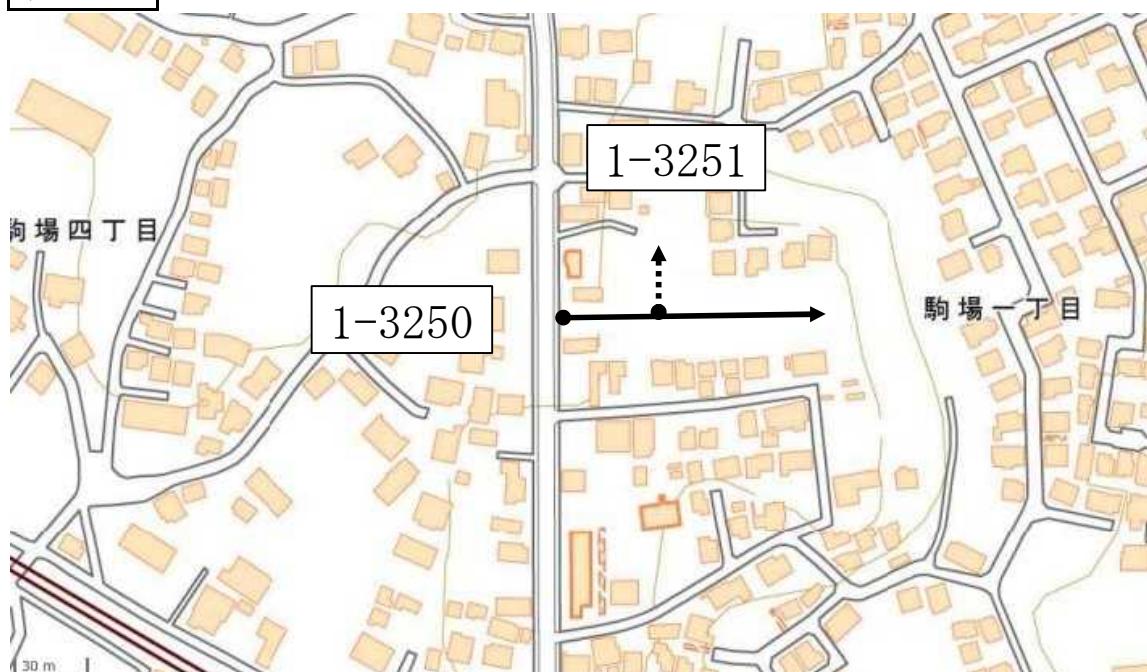
開発行為により市に帰属した道路について、当該道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



地理院地図を加工して作成

認定図



地理院地図を加工して作成

凡例

起点 ● 終点 →

路線番号	延長 (m)	幅員 (m)	線種
1-3250	107.45	6.00~8.00	●→
1-3251	27.87	6.00~7.00	●…→

議案第61号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 取手市立市民会館
取手市東一丁目1番5号
- (2) 取手市立福祉会館
取手市東一丁目1番5号

2 指定管理者

公益財団法人取手市文化事業団
理事長 中村修
取手市東一丁目1番5号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

取手市立市民会館及び取手市立福祉会館の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第62号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 取手市立老人福祉センターあけぼの
取手市寺田4723番地
- (2) 取手市立老人福祉センターさくら荘
取手市岡1025番地
- (3) 取手市立障害者福祉センターあけぼの
取手市寺田4723番地

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 河口澄弘
取手市寺田5144番地3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

取手市立老人福祉センターあけぼの、取手市立老人福祉センターさくら荘及び取手市立障害者福祉センターあけぼのの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第63号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

取手市立障害者福祉センターつづじ園
取手市戸頭1299番地1

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 河口澄弘
取手市寺田5144番地3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

取手市立障害者福祉センターつづじ園の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第64号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

取手市立障害者福祉センターふじしろ
取手市藤代730番地1

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 河口澄弘
取手市寺田5144番地3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

取手市立障害者福祉センターふじしろの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第65号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

取手市立こども発達センター
取手市西二丁目35番3号

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉協議会
会長 河口澄弘
取手市寺田5144番地3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

取手市立こども発達センターの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第66号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

取手市立介護予防拠点施設

(1) 取手市立いきいきプラザ

取手市取手二丁目8番2号

(2) 取手市立げんきサロン戸頭西

取手市戸頭八丁目10番1号

(3) 取手市立げんきサロン稻

取手市稻70番地

(4) 取手市立げんきサロン藤代

取手市藤代700番地

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉協議会

会長 河口澄弘

取手市寺田5144番地3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

取手市立いきいきプラザ、取手市立げんきサロン戸頭西、取手市立げんきサロン稻及び取手市立げんきサロン藤代の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第67号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷
取手市ゆめみ野三丁目23番地1
- (2) 取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷
取手市ゆめみ野三丁目23番地1

2 指定管理者

社会福祉法人取手市社会福祉事業団
理事長 中村修
取手市ゆめみ野三丁目23番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村修

提案理由

取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷及び取手市立老人デイサービスセンターふれあいの郷の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第68号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 管理を行わせる公の施設

取手市立取手グリーンスポーツセンター
取手市野々井1299番地

2 指定管理者

日本スポーツ振興協会グループ

代表構成員 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
茨城県つくば市大角豆1744番地
理事長 沼尻 満男

構 成 員 株式会社日本スポーツ振興協会
東京都港区六本木六丁目15番1号
六本木ヒルズけやき坂テラス6F
代表取締役 鈴木 文子

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年12月2日提出

取手市長 中村 修

提案理由

取手市立取手グリーンスポーツセンターの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 69 号

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 575,135 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53,052,827 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		8,313,103	267,167	8,580,270
	1 国 庫 負 担 金	6,770,545	253,930	7,024,475
	2 国 庫 補 助 金	1,461,570	11,875	1,473,445
	3 国 庫 委 託 金	80,988	1,362	82,350
16 県 支 出 金		3,291,506	98,908	3,390,414
	1 県 負 担 金	2,109,310	108,215	2,217,525
	2 県 補 助 金	864,418	△9,307	855,111
18 寄 附 金		3,000,312	3,000	3,003,312
	1 寄 附 金	3,000,312	3,000	3,003,312
19 繰 入 金		3,671,751	140,915	3,812,666
	2 基 金 繰 入 金	3,568,450	140,915	3,709,365
21 諸 収 入		974,001	11,145	985,146
	4 受 託 事 業 収 入	65,356	7,123	72,479
	6 雜 収 入	813,202	4,022	817,224
22 市 債		3,792,600	54,000	3,846,600
	1 市 債	3,792,600	54,000	3,846,600
歳 入 合 計		52,477,692	575,135	53,052,827

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,299,282	33,473	11,332,755
	1 総務管理費	10,116,025	26,810	10,142,835
	3 戸籍住民基本台帳費	420,334	6,663	426,997
3 民生費		19,599,455	585,168	20,184,623
	1 社会福祉費	8,765,876	411,174	9,177,050
	2 児童福祉費	8,184,421	123,290	8,307,711
	3 生活保護費	2,648,885	50,704	2,699,589
7 土木費		5,262,511	32,024	5,294,535
	1 土木管理費	378,344	21,616	399,960
	2 道路橋りょう費	1,076,312	2,100	1,078,412
	3 都市計画費	3,722,327	8,308	3,730,635
8 消防費		1,938,800	1,218	1,940,018
	1 消防費	1,938,800	1,218	1,940,018
9 教育費		7,313,252	△76,748	7,236,504
	1 教育総務費	993,439	7,040	1,000,479
	2 小学校費	2,421,040	△50,580	2,370,460
	3 中学校費	1,495,614	△37,963	1,457,651
	5 社会教育費	1,281,019	1,000	1,282,019
	6 保健体育費	1,078,764	3,755	1,082,519
歳出合計		52,477,692	575,135	53,052,827

第 2 表 繼 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
9 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校電子黒板整備事業	42,000
	3 中 学 校 費	中学校電子黒板整備事業	18,000

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公的認証サービス使用料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	534
決済代行サービス使用料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	178
証明書等窓口交付キャッシュレス決済代行サービス手数料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	353
証明書等自動交付サービス手数料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4,388
障害者福祉センターツジ園指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
障害者福祉センターふじしろ指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
老人福祉センター・障害者福祉センターあけぼの指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターふれあいの郷指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
老人福祉センターさくら荘指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・げんきサロン稻・ げんきサロン藤代指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
こども発達センター指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
観光協会補助金	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	56,259
JETプログラムコーディネーター委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	16,663
市民会館・福祉会館指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費
グリーンスポーツセンター指定管理料	令和 7 年度から 令和 12 年度まで	協定等に基づく指定管理経費

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
デジタル活用推進事業	17,400	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	71,400	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
15	国 庫 支 出 金	8,313,103	267,167	8,580,270
16	県 支 出 金	3,291,506	98,908	3,390,414
18	寄 附 金	3,000,312	3,000	3,003,312
19	繰 入 金	3,671,751	140,915	3,812,666
21	諸 収 入	974,001	11,145	985,146
22	市 債	3,792,600	54,000	3,846,600
歳 入 合 計		52,477,692	575,135	53,052,827

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	11,299,282	33,473	11,332,755	5,174		3,484	24,815	
3 民生費	19,599,455	585,168	20,184,623	370,334		11,541	203,293	
7 土木費	5,262,511	32,024	5,294,535			2,500	29,524	
8 消防費	1,938,800	1,218	1,940,018				1,218	
9 教育費	7,313,252	△76,748	7,236,504	△9,433	54,000	△56,042	△65,273	
歳出合計	52,477,692	575,135	53,052,827	366,075	54,000	△38,517	193,577	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	6,747,933	253,930	7,001,863	1 社会福祉費負担金	163,930	・自立支援補装具費負担金 3,000 増 ・自立支援給付費負担金 155,200 増 ・自立支援医療給付費負担金 5,730 増
				4 児童福祉費負担金	52,500	・障害児入所給付費等負担金 52,500 増
				5 生活保護費負担金	37,500	・生活保護費負担金 37,500 増
計	6,770,545	253,930	7,024,475			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	580,717	3,812	584,529	1 総務費補助金	3,812	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 3,812 増
2 民生費国庫補助金	347,784	8,063	355,847	1 社会福祉費補助金	613	・地域生活支援事業補助金 261 増 ・生活保護システム改修業務補助金 352 増
				2 児童福祉費補助金	7,450	・保育対策総合支援事業費補助金 2,000 増 ・妊婦のための支援給付費補助金 5,450 増
計	1,461,570	11,875	1,473,445			

(款) 15 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

1 総務費国庫委託金	60,383	1,362	61,745	1 総務管理費委託金	1,362	・中長期在留者住居地届出等事務委託金 1,362 増
計	80,988	1,362	82,350			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

2 民生費県負担金	2,107,961	108,215	2,216,176	1 社会福祉費負担金	81,965	・自立支援補装具費負担金 1,500 増 ・自立支援給付費負担金 77,600 増 ・自立支援医療給付費負担金 2,865 增
				3 児童福祉費負担金	26,250	・障害児通所給付費等負担金 26,250 増
計	2,109,310	108,215	2,217,525			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 民生費県補助金	468,419	126	468,545	1 社会福祉費補助金	126	・地域生活支援事業補助金 126 増
6 教育費県補助金	332,174	△9,433	322,741	3 小学校費補助金	△3,519	・公立学校情報機器整備事業費補助金 3,519 減
				4 中学校費補助金	△5,914	・公立学校情報機器整備事業費補助金 5,914 減
計	864,418	△9,307	855,111			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務費寄附金	3,000,100	3,000	3,003,100	1 総務費寄附金	3,000	・企業版ふるさと納税寄附金 3,000
計	3,000,312	3,000	3,003,312			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金 繰入金	387,609	193,577	581,186	1 財政調整基金 繰入金	193,577	・財政調整基金繰入金 193,577 増
3 みどりの基金 繰入金	11,806	300	12,106	1 みどりの基金 繰入金	300	・みどりの基金繰入金 300 増
6 ふるさと取手応援 基金繰入金	2,473,965	△52,962	2,421,003	1 ふるさと取手応援 基金繰入金	△52,962	・ふるさと取手応援基金繰入金 52,962 減
計	3,568,450	140,915	3,709,365			

(款) 21 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 民生費 受託事業収入	60,288	7,123	67,411	2 後期高齢者健診 事業受託収入	7,123	・後期高齢者健診事業受託収入 7,123 増
計	65,356	7,123	72,479			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雜入

5 雜 入	403,332	4,022	407,354	4 総務費 雜入	484	・樹木病害虫被害対応負担金 484
				5 民生費 雜入	3,538	・雇用保険料本人負担分 53 増 ・後期高齢者医療制度特別対策補助金 3,485 増
計	813,202	4,022	817,224			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

13 デジタル活用推進 事業債	17,400	54,000	71,400	1 デジタル活用推進 事業債	54,000	・デジタル活用推進事業債 54,000 増
計	3,792,600	54,000	3,846,600			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
1 一 般 管 理 費	21,442 (1,653,358) (1,674,800)			21,442			会計年度任用職員等に要する経費 報酬 ・会計年度任用職員報酬 共済費 共済組合負担金 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金	
				21,442	1 報 酬	19,422		
6 財 産 管 理 費	1,804 (456,582) (458,386)		諸収入	484	1,320		市有財産管理に要する経費 委託料 ・樹木病害虫被害対応業務委託料	
				484	1,320	1,804		
11 災 害 対 策 費	3,564 (74,160) (77,724)		寄附金	3,000	564		災害対策に要する経費 備品購入費 ・災害時用備品	
				3,000	564	3,564		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般 財 源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債					
項 計	26,810 (10,116,025) (10,142,835)			3,484	23,326			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	5,174 (420,232) (425,406)	5,174 国庫支出金 5,174						
					12 委託料	3,812	5 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費	5,174 増
2 住 居 表 示 費	1,489 (102) (1,591)			1,489	17 備品購入費	1,362	委託料 ・戸籍情報システム改修業務委託料 備品購入費 ・在留カード住居地等記録端末	(3,812 増) 3,812 (1,362) 1,362
				1,489	12 委託料	1,489	20 住居表示に要する経費	1,489 増
項 計	6,663 (420,334) (426,997)	5,174		1,489			委託料 ・取手駅北地区住居表示整備事業業務委託料 ・住居表示台帳作成業務委託料	(1,489) 733 756

(款) 2 総務費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
款 計	33,473 (11,299,282) (11,332,755)	5,174		3,484	24,815			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	1,260 (1,647,087) (1,648,347)			880	380	19 扶助費	1,260	31 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費	1,260 増	
				880	380				扶助費 ・特定疾病療養者見舞金 (1,260 増) 1,260 増	
2 障害者 福祉費	328,961 (2,688,694) (3,017,655)	164,191		82,679		11 役務費	201	33 自立支援に要する経費	328,961 増	
		国庫支出金 82,091 県支出金 246,282		82,679					4 手数料 201 (1) 介護給付費等に関する経費 (310,601 増)	
		232,800		77,801		12 委託料	900	(2) 自立支援医療に関する経費 扶助費 ・自立支援給付費 (11,460 増) 11,460 増	310,601 増	
		8,595		2,865		19 扶助費	327,860		役務費 手数料 扶助費 ・自立支援給付費 (310,400 增) 310,400 増	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				区分	金額	説明			
		特 定 財 源			一般 財 源						
		国県支出金	地 方 債	そ の 他							
2 障害者 福 祉 費		4,500			1,500			(3) 補装具費に関する経費 6,000 増			
								扶助費 (6,000 増) ・補装具交付及び修理費 6,000 増			
		387			513			(4) 地域生活支援事業に関する経費 900 増			
								委託料 (900 増) ・意思疎通支援事業委託料 900 増			
3 老人 福 祉 費	80,953 (3,729,374) (3,810,327)		10,608	70,345	27 繰 出 金 80,953			48 介護保険特別会計繰出金 63,668 増			
			諸収入	63,668				繰出金 (63,668 増) ・介護保険特別会計繰出金 63,668 増			
			10,608	6,677				72 後期高齢者医療特別会計繰出金 17,285 増			
								繰出金 (17,285 増) ・後期高齢者医療特別会計繰出金 17,285 増			
項 計	411,174 (8,765,876) (9,177,050)	246,282	11,488	153,404							

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 児童 福 祉 総務費	5,450	5,450			18 負担金、 補助及び 交付金	5,450	48 妊婦のための支援に要する経費	5,450 増	
	(843,688)	国庫支出金					負担金、補助及び交付金 ・妊婦のための支援給付交付金	(5,450 増) 5,450 増	
2 児 童 措 置 費	105,070	52,500			26,320	11 役務費	70	29 障害児通所給付費に要する経費	105,070 増
	(2,743,872)	国庫支出金	26,250					役務費 手数料	(70 増) 70 増
	(2,848,942)	県支出金	78,750		26,320	19 扶助費	105,000	扶助費 ・障害児通所給付費	(105,000 増) 105,000 増
3 児 童 入 所 費	3,000	2,000			1,000	18 負担金、 補助及び 交付金	3,000	22 民間保育園運営に要する経費	3,000 増
	(3,281,792)	国庫支出金	2,000		1,000				
	(3,284,792)				1,000			(1) 民間保育園運営に関する経費	3,000 増
								負担金、補助及び交付金 ・保育所等における性被害防止対策に係る設備 等支援事業費補助金 ・業務効率化推進事業（I C T）補助金	(3,000 増) 375 2,625

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
4 保育所費	9,770 (1,298,147) (1,307,917)			53	9,717	1 報酬	9,770 20 保育所の管理運営に要する経費 (1) 保育所の管理運営に関する経費 報酬 ・会計年度任用職員報酬	
				53	9,717			
				53	9,717			
項 計	123,290 (8,184,421) (8,307,711)	86,200		53	37,037			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	704 (160,585) (161,289)	352 国庫支出金 352			352	12 委託料	704 5 生活保護事務に要する経費 委託料 ・生活保護システム改修委託料	704 増 (704 増) 704 増
					352			
2 扶助費	50,000 (2,488,300) (2,538,300)	37,500 国庫支出金 37,500			12,500	19 扶助費	50,000 20 生活保護に要する経費 扶助費 ・医療扶助	50,000 増 (50,000 増) 50,000 増
					12,500			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債					
項 計	50,704 (2,648,885) (2,699,589)	37,852		12,852				
款 計	585,168 (19,599,455) (20,184,623)	370,334		11,541	203,293			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木 総務費	21,616 (378,344) (399,960)			21,616 21,616	12 委託料	21,616	25 道路管理に要する経費	21,616 増
							委託料	
							<ul style="list-style-type: none"> ・草枝処分委託料 5,381 増 ・道路清掃委託料 4,700 増 ・街路樹管理委託料 2,480 増 ・樹木伐採委託料 3,685 増 ・街路樹伐根業務委託料 3,135 ・樹木病害虫被害対応業務委託料 2,235 	
項 計	21,616 (378,344) (399,960)			21,616				

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

1 道路 橋りょう 総務費	2,100 (161,439) (163,539)			2,100 2,100	10 需用費	2,100	21 街路灯の維持管理に要する経費	2,100 増
							21 街路灯の維持管理に要する経費	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般 財 源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他の					
1 道 路 橋りょう 総務費					6 修繕料	2,100	需用費 修繕料	(2,100 増) 2,100 増	
項 計	2,100 (1,076,312) (1,078,412)			2,100					

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

7 公園 緑地費 (325,456) (333,764)	8,308		2,500	5,808				
			繰入金					
				1,210	12 委託料	5,588	21 緑地等管理に要する経費	1,210 増
					14 工事請負費	2,420	委託料 ・樹木病害虫被害対応業務委託料	(1,210 増) 1,210
			300		18 負担金、 補助及び 交付金	300	22 保存緑地・保存樹木等に要する経費	300 増
			2,200	4,598			負担金、補助及び交付金 ・保存緑地・保存樹木等助成金	(300 増) 300 増
							27 公園維持管理に要する経費	6,798 増
							委託料 ・樹木病害虫被害対応業務委託料	(4,378 増) 4,378
							工事請負費 ・公園施設工事	(2,420 増) 2,420

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他の				
項 計	8,308 (3,722,327) (3,730,635)			2,500	5,808			
款 計	32,024 (5,262,511) (5,294,535)			2,500	29,524			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

1 常備 消防費	1,218 (1,702,721) (1,703,939)				1,218	10 需用費	1,218	21 職員の福利厚生に要する経費	1,218 増
					1,218				
項 計	1,218 (1,938,800) (1,940,018)				1,218	1 消耗品費	1,218	需用費 消耗品費	(1,218 増) 1,218 增
款 計	1,218 (1,938,800) (1,940,018)				1,218				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

4 教育研究 指導費	7,040 (244,049) (251,089)				7,040	1 報酬	7,040	24 教育相談に要する経費	7,040 増
					7,040				
								報酬	(7,040 増)

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般 財 源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
4 教育研究指導費							・いじめ問題専門委員会委員報酬 7,040 増	
項 計	7,040 (993,439) (1,000,479)			7,040				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

2 教育振興費	△50,580 (448,408) (397,828)	△3,519 県支出金 △3,519	37,800	△35,754 繰入金 △35,754	△49,107 △49,107	12 委託料	△30,771	22 小学校コンピュータ整備に要する経費	50,580 減
						17 備品購入費	△19,809	委託料 ・タブレット端末設定委託料 備品購入費 ・児童用タブレット端末 ・電子黒板	(30,771 減) 30,771 減 (19,809 減) 61,809 減 42,000
項 計	△50,580 (2,421,040) (2,370,460)	△3,519	37,800	△35,754	△49,107				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

2 教育振興費	△37,963 (285,480) (247,517)	△5,914 県支出金 △5,914	16,200	△21,338 繰入金 △21,338	△26,911 △26,911	12 委託料	△17,069	22 中学校コンピュータ整備に要する経費	37,963 減
						17 備品購入費	△20,894	委託料 ・タブレット端末設定委託料	(17,069 減) 17,069 減

(款) 9 教育費

(項) 3 中學校費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		
		国県支出金	地方債	その他の				
2 教育振興費							備品購入費 ・生徒用タブレット端末 ・電子黒板 (20,894 減) 38,894 減 18,000	
項 計	△37,963 (1,495,614) (1,457,651)	△5,914	16,200	△21,338	△26,911			

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費	1,000				1,000	18 負担金、 補助及び 交付金	1,000	33 アートのあるまちづくり推進に要する経費	1,000 増
	(864,253)				1,000				
項 計	1,000 (1,281,019) (1,282,019)				1,000			負担金、補助及び交付金 ・取手アートプロジェクト事業運営補助金	(1,000 増) 1,000 増

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	1,500 (86,626) (88,126)			1,050 繰入金	450				
				1,050	450	18 負担金、 補助及び 交付金	1,500	20 体育・スポーツ振興に要する経費	1,500 増
				1,050	450			(3) スポーツ振興奨励関係経費	1,500 増
								負担金、補助及び交付金	(1,500 増)

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
1 保健体育 総務費							・各種大会助成金 1,500 増	
2 体 育 施 設 費	2,255			2,255	12 委託料	2,255	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経 費 2,255 増	
	(690,708)			2,255			委託料 ・樹木病害虫被害対応業務委託料 (2,255 増) 2,255	
	(692,963)							
項 計	3,755 (1,078,764) (1,082,519)			1,050	2,705			
款 計	△76,748 (7,313,252) (7,236,504)	△9,433	54,000	△56,042	△65,273			
歳出合計	575,135 (52,477,692) (53,052,827)	366,075	54,000	△38,517	193,577			

給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
報酬 (千円)	給料 (千円)		期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の手当 (千円)	計 (千円)					
補正前	長等	4	35,640	11,784 (3.45)	4,812	52,236	8,712	60,948		
	議員	24	119,760	39,596 (3.45)		159,356	32,076	191,432		
	その他の特別職	2,335	141,856			141,856	220	142,076		
	計	2,363	261,616	35,640	51,380	4,812	353,448	41,008	394,456	
補正後	長等	4	35,640	11,784 (3.45)	4,812	52,236	8,712	60,948		
	議員	24	119,760	39,596 (3.45)		159,356	32,076	191,432		
	その他の特別職	2,335	148,896			148,896	220	149,116		
	計	2,363	268,656	35,640	51,380	4,812	360,488	41,008	401,496	
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職		7,040			7,040		7,040		
	計		7,040			7,040		7,040		

2 一般職
総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(887) 764	1,176,031	3,015,200	3,003,197	7,194,428	1,209,836	8,404,264	
補正後	(901) 764	1,205,223	3,015,200	3,003,197	7,223,620	1,211,856	8,435,476	
比較	(14)	29,192			29,192	2,020	31,212	

※()内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	補正後	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正前	830,085	694,638	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	補正後	830,085	694,638	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	比較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(70) 764		3,015,200	2,838,374	5,853,574	1,065,240	6,918,814	
補正後	(70) 764		3,015,200	2,838,374	5,853,574	1,065,240	6,918,814	
比較								

※()内は、再任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	補正後	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正前	740,600	619,300	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	補正後	740,600	619,300	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	比較							

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(817)	1,176,031		164,823	1,340,854	144,596	1,485,450	
補正後	(831)	1,205,223		164,823	1,370,046	146,616	1,516,662	
比較	(14)	29,192			29,192	2,020	31,212	

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前							
	補正後							
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正前	89,485	75,338					
	補正後	89,485	75,338					
	比較							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 7年度提出分)

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
公的認証サービス使用料	534			7- 8	534				534
決済代行サービス使用料	178			7- 8	178				178
証明書等窓口交付キャッシュレス決済代行サービス手数料	353			7- 8	353				353
証明書等自動交付サービス手数料	4,388			7- 8	4,388				4,388
障害者福祉センター一つじ園指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ				全額
障害者福祉センターふじしろ指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ				全額
老人福祉センター・障害者福祉センターあけぼの指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ				全額
特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターふれあいの郷指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ				全額

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			一般財源	
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他		
老人福祉センターさくら荘指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ				全額	
いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・げんきサロン稻・げんきサロン藤代指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ				全額	
こども発達センター指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ	基準額に負担割合2分の1を乗じた額			限度額から国県支出金を差し引いた額	
観光協会補助金	56,259			7- 8	56,259			39,380	16,879	
JETプログラムコーディネータ一委託料	16,663			7- 8	16,663				16,663	
市民会館・福祉会館指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-11	限度額に同じ				全額	
グリーンスポーツセンター指定管理料	協定等に基づく指定管理経費			7-12	限度額に同じ				全額	
合計	78,375				78,375			39,380	38,995	

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区分	前々年度末	前 年 度 末	当該年度中 増減見込み			当該年度末
			当該年度中	当該年度中	起債見込額	
1. 普通債	21,008,117	21,124,151	6,152,300		1,955,777	25,320,674
(1) 総務債	145,524	128,548			16,976	111,572
(2) 民生債	227,039	264,923	76,200		21,485	319,638
(3) 衛生債	16,910	15,348	73,300		1,878	86,770
(4) 農林水産業債	142,098	130,281	9,300		18,970	120,611
(5) 商工債	25,598	22,880	30,000		2,978	49,902
(6) 土木債	1,686,922	1,823,983	791,800		206,417	2,409,366
(7) 消防債	521,900	632,578	118,800		93,082	658,296
(8) 教育債	3,179,276	3,580,833	2,173,300		267,756	5,486,377
(9) 合併特例債	13,375,027	12,621,645	129,600		1,146,402	11,604,843
(10) 行政改革等推進債(地域再生分)	1,354					
(11) 災害復旧債	12,883	8,778			1,845	6,933
(12) 緊急防災・減災事業債	609,132	543,768	2,297,300		99,247	2,741,821
(13) 全国防災事業債	71,361	67,167			4,199	62,968
(14) 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	698,688	722,177	8,800		44,546	686,431
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	41,865	196,498	294,400		2,245	488,653
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	158,140	189,944	54,200		20,997	223,147
(17) 脱炭素化事業債	94,400	165,200			6,754	158,446
(18) 防災対策事業債		9,600	6,500			16,100
(19) こども・子育て支援事業債			17,400			17,400
(20) デジタル活用推進事業債			71,400			71,400
2. 減税補てん債	102,517	51,730			35,514	16,216
3. 臨時財政対策債	19,783,100	18,082,715			1,843,683	16,239,032
4. 減収補てん債	909,993	728,610			59,830	668,780
5. 調整債	164,640	154,560			10,080	144,480
6. 退職手当債	33,960					
7. 災害援護資金貸付債	10,138	7,521			1,821	5,700
合計	42,012,465	40,149,287	6,152,300		3,906,705	42,394,882

議案第 70 号

令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 101,079 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,161,773 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 險 料		2,013,976	83,794	2,097,770
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 險 料	2,013,976	83,794	2,097,770
3 繰 入 金		2,017,579	17,285	2,034,864
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,017,579	17,285	2,034,864
歳 入 合 計		4,060,694	101,079	4,161,773

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		245,466	1,509	246,975
	1 総 務 管 理 費	239,988	1,509	241,497
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,786,596	99,570	3,886,166
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,786,596	99,570	3,886,166
歳 出 合 計		4,060,694	101,079	4,161,773

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,013,976	83,794	2,097,770
3 繰入金		2,017,579	17,285	2,034,864
歳入合計		4,060,694	101,079	4,161,773

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	245,466	1,509	246,975			1,509		
2 後期高齢者医療広域連合納付金	3,786,596	99,570	3,886,166			99,570		
歳出合計	4,060,694	101,079	4,161,773			101,079		

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 特 別 徴 収 保 険 料	1,303,277	13,982	1,317,259	1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	13,982	・特別徴収分 13,982 増
2 普 通 徴 収 保 険 料	710,699	69,812	780,511	1 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	69,812	・普通徴収分 69,812 増
計	2,013,976	83,794	2,097,770			

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 事 勿 費 等 繰 入 金	142,624	△8,315	134,309	1 事 勿 費 等 繰 入 金	△8,315	・事務費繰入金 8,315 減
2 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	1,772,618	15,776	1,788,394	1 保 険 基 盤 安 定 対 策 費 繰 入 金	15,776	・医療給付費負担分繰入金 15,776 増
3 健 康 增 進 事 業 繰 入 金	102,337	9,824	112,161	1 健 康 增 進 事 業 繰 入 金	9,824	・後期高齢者健診事業繰入金 7,864 増 ・後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 1,960 増
計	2,017,579	17,285	2,034,864			

3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般 財 源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 一般 管 理 費	1,509 (239,988) (241,497)			1,509 繰入金			後期高齢者医療事務に要する経費 1,509 増	
				1,509	12 委託料	7,864		
項 計	1,509 (239,988) (241,497)				18 負担金、 補助及び 交付金	△6,355	委託料 ・後期高齢者健診事業委託料 負担金、補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合市町村負担金 ・後期高齢者人間ドック検診助成金 (7,864 増) 7,864 増 (6,355 減) 8,315 減 1,960 増	
				1,509				
款 計	1,509 (245,466) (246,975)			1,509				

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期 高齢者 医療 広域連合 納付金	99,570 (3,786,596) (3,886,166)			15,776 繰入金			後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 99,570 増
				83,794 保険料			
				99,570	18 負担金、 補助及び 交付金	99,570	負担金、補助及び交付金 ・保険料納付金 ・医療給付費納付金（過年度） (99,570 増) 83,794 増 15,776

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		
		国県支出金	地方債	その他の				
項 計	99,570 (3,786,596) (3,886,166)			99,570				
款 計	99,570 (3,786,596) (3,886,166)			99,570				
歳出合計	101,079 (4,060,694) (4,161,773)			101,079				

議案第 71 号

令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 502,175 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,145,172 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		1,897,851	91,382	1,989,233
	1 国 庫 負 担 金	1,582,070	91,250	1,673,320
	2 国 庫 補 助 金	315,781	132	315,913
4 支 払 基 金 交 付 金		2,436,035	135,270	2,571,305
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,436,035	135,270	2,571,305
5 県 支 出 金		1,354,643	71,575	1,426,218
	1 県 負 担 金	1,275,639	71,575	1,347,214
7 繰 入 金		1,546,642	203,948	1,750,590
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,486,590	63,668	1,550,258
	2 基 金 繰 入 金	60,052	140,280	200,332
歳 入 合 計		9,642,997	502,175	10,145,172

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		217,242	1,175	218,417
	1 総 務 管 理 費	93,887	264	94,151
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	81,186	911	82,097
2 保 險 給 付 費		8,773,266	501,000	9,274,266
	1 介 護 サ 一 ビ ス 等 諸 費	8,106,780	479,600	8,586,380
	2 介 護 予 防 サ 一 ビ ス 等 諸 費	208,685	17,000	225,685
	3 そ の 他 の 諸 費	8,482	400	8,882
	4 高 額 介 護 サ 一 ビ ス 等 費	218,118	4,000	222,118
歳 出 合 計		9,642,997	502,175	10,145,172

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
いきいきプラザ・げんきサロン戸頭西・げんきサロン稻・げんきサロン 藤代指定管理料	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	協定等に基づく指定管理経費

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
3 国庫支	出金	1,897,851	91,382	1,989,233
4 支払基	金交付金	2,436,035	135,270	2,571,305
5 県支	出金	1,354,643	71,575	1,426,218
7 繼入	金	1,546,642	203,948	1,750,590
歳入合	計	9,642,997	502,175	10,145,172

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	217,242	1,175	218,417	132		1,043		
2 保険給付費	8,773,266	501,000	9,274,266	162,825		338,175		
歳出合計	9,642,997	502,175	10,145,172	162,957		339,218		

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 介護給付費負担金	1,582,070	91,250	1,673,320	1 現 年 度 分	91,250	・介護給付費負担金 91,250 増
計	1,582,070	91,250	1,673,320			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

8 介護保険事業費補助金	0	132	132	1 現 年 度 分	132	・介護保険事務処理システム改修事業補助金 132
計	315,781	132	315,913			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,368,782	135,270	2,504,052	1 現 年 度 分	135,270	・第2号被保険者保険料 135,270 増
計	2,436,035	135,270	2,571,305			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,275,639	71,575	1,347,214	1 現 年 度 分	71,575	・介護給付費負担金 71,575 増
計	1,275,639	71,575	1,347,214			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,096,658	62,625	1,159,283	1 現 年 度 分	62,625	・介護給付費繰入金 62,625 増
4 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	216,801	1,043	217,844	2 事 務 費 等 繰 入 金	1,043	・事務費等繰入金 1,043 増
計	1,486,590	63,668	1,550,258			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	60,052	140,280	200,332	1 介 護 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	140,280	・介護給付費準備基金繰入金 140,280 増
計	60,052	140,280	200,332			

3 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源			区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他の			
1 一般 管 理 費	264	132		132	12 委託料	264	70 介護保険事務に要する経費
	(93,887)	国庫支出金		繰入金			264 増
	(94,151)	132		132			委託料 ・介護保険システム改修委託料 (264 増) 264
項 計	264	132		132			
	(93,887)						
	(94,151)						

(款) 1 総務費

(項) 3 介護認定審査会費

2 認定 調査等費	911			911	12 委託料	911	75 認定調査等に要する経費	911 増
	(65,153)			911			委託料 ・居宅介護支援事業者介護認定調査委託料 (911 増) 911 増	
	(66,064)							
項 計	911			911				
	(81,186)							
	(82,097)							
款 計	1,175	132		1,043				
	(217,242)							
	(218,417)							

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
1 居宅介護 サービス 給付費	262,000 (3,381,840) (3,643,840)	52,400 国庫支出金 32,750 県支出金 85,150		106,110 繰入金 70,740 諸収入 176,850	18 負担金、 補助及び 交付金	262,000 75 居宅介護サービス給付費に要する経費	262,000 増	
						負担金、補助及び交付金 ・居宅介護サービス給付費	(262,000 増) 262,000 増	
2 地域密着 型 介 護 サービス 給付費	8,600 (956,400) (965,000)	1,720 国庫支出金 1,075 県支出金 2,795		3,483 繰入金 2,322 諸収入 5,805	18 負担金、 補助及び 交付金	8,600 75 地域密着型介護サービス給付費に要する経費	8,600 増	
						負担金、補助及び交付金 ・地域密着型介護サービス給付費	(8,600 増) 8,600 増	
3 施設介護 サービス 給付費	179,000 (3,257,592) (3,436,592)	26,850 国庫支出金 31,325 県支出金 58,175		72,495 繰入金 48,330 諸収入 120,825	179,000 75 施設介護サービス給付費に要する経費	179,000 増 179,000 増		
						負担金、補助及び交付金 ・施設介護サービス給付費	(179,000 増) 179,000 増	

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債					
6 居宅介護 サービス 計画 給付費	30,000	6,000		12,150	18 負担金、 補助及び 交付金	30,000	75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費	
	(463,488)	国庫支出金 3,750		繰入金 8,100			30,000 増	
	(493,488)	県支出金 9,750		諸収入 20,250				
項 計	479,600 (8,106,780) (8,586,380)	155,870		323,730				

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

1 介護予防 サービス 給付費	17,000 (153,900) (170,900)	3,400		6,885			75 介護予防サービス給付費に要する経費	17,000 増	
		国庫支出金 2,125		繰入金 4,590		18 負担金、 補助及び 交付金			
		県支出金 5,525		諸収入 11,475			負担金、補助及び交付金 ・介護予防サービス給付費	17,000 増	
項 計	17,000 (208,685) (225,685)	5,525		11,475					

(款) 2 保険給付費

(項) 3 その他の諸費

(単位 千円)

目 目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般 財 源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 審査支払 手数料	400	80		162				
	(8,482)	国庫支出金	繰入金	108				
	(8,882)	50		270	11 役務費	400	75 審査支払手数料に要する経費	
		県支出金	諸収入		4 手数料	400	役務費 手数料	
項 計	400	130		270				
(8,482)								
(8,882)								

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

1 高額介護 サービス 費	4,000	800		1,620			
	(217,956)	国庫支出金	繰入金	1,080			
	(221,956)	500		2,700	18 負担金、 補助及び 交付金	4,000	75 高額介護サービス費に要する経費
		県支出金	諸収入				4,000 増
項 計	4,000	1,300		2,700			
	(218,118)						
款 計	501,000	162,825		338,175			
	(8,773,266)						
	(9,274,266)						

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他の				
歳出合計	502,175 (9,642,997) (10,145,172)	162,957		339,218				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 7年度提出分)

(単位 千円)

事項	限度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
いきいきプラザ・げんきサロン 戸頭西・げんきサロン稻・げん きサロン藤代指定管理料	協定等に基づく 指定管理経費			7-11	限度額に同 じ			全額	

承認第 5 号

損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 1 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め和解することについて、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月19日

取手市長 中村修

損害賠償の額を定め和解することについて

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、市が管理する学校の敷地における事故による損害について、次のとおり賠償し、和解するものとする。

1 相手方 (住所) ○○○○○○○○○○
(氏名) ○○○○○

2 事故の概要

令和7年8月11日午後7時頃、取手市立取手小学校において、敷地内の樹木が倒れて敷地外に越境し、隣接する相手方所有の住宅の屋根に接触して当該住宅の一部を損壊したものである。

3 損害賠償額 1,485,000円（過失割合 市100：相手方0）

議案第72号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年12月25日提出

取手市長 中村修

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、給料表の改定、通勤手当、一般職の期末・勤勉手当及び特別職の期末手当の見直し等所要の措置を講ずるとともに、職務の級について、職務・職責に応じた等級の格付けとするため、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,300 円</u></p> <p>エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>10,400 円</u></p> <p>オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 <u>13,500 円</u></p> <p>カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>16,600 円</u></p> <p>キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <u>19,700 円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 <u>7,100 円</u></p> <p>エ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 <u>10,000 円</u></p> <p>オ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 <u>12,900 円</u></p> <p>カ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 <u>15,800 円</u></p> <p>キ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 <u>18,700 円</u></p>

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員
22,800 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員
25,900 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員
29,100 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員
32,300 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
35,500 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 38,700 円

(3) (略)

3 から 9 まで (略)

(期末手当)

第 20 条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 125, 12 月に支給する場合には 100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」とする。

4 から 6 まで (略)

(勤勉手当)

第 21 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定

ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員
21,600 円

ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員
24,400 円

コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員
26,200 円

サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員
28,000 円

シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員
29,800 円

ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 31,600 円

(3) (略)

3 から 9 まで (略)

(期末手当)

第 20 条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする。

4 から 6 まで (略)

(勤勉手当)

第 21 条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定

<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 105,</u> <u>12月に支給する場合には 100 分の 107.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には 100 分の 50,</u> <u>12月に支給する場合には 100 分の 52.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 50</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで (略)</p>
---	--

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800

36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		

78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			
91	267,700	307,300	357,500			
92	268,000	307,600	357,900			
93	268,300	307,800	358,100			
94		308,000	358,400			
95		308,300	358,800			
96		308,700	359,100			
97		308,900	359,400			
98		309,200	359,800			
99		309,500	360,200			
100		309,900	360,600			
101		310,100	361,100			
102		310,400	361,500			
103		310,700	361,900			
104		311,000	362,300			
105		311,200	362,800			
106		311,500	363,200			
107		311,800	363,500			
108		312,100	363,800			
109		312,300	364,200			
110		312,600				
111		313,000				
112		313,300				
113		313,500				
114		313,700				
115		314,000				
116		314,400				
117		314,600				
118		314,800				
119		315,100				

	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	420,700
	3	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	422,600
	4	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	424,500
	5	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	426,300
	6	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	428,100
	7	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	429,900
	8	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	431,700
	9	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	433,500
	10	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	435,100
	11	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	436,600
	12	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	438,100
	13	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	439,600
	14	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	441,100
	15	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	442,400
		256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	443,700

16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	444,900
17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	446,100
18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	447,400
19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	448,700
20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	449,900
21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	451,100
22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	451,900
23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	452,700
24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	453,500
25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	454,100
26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	454,700
27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	455,300
28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	455,900
29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	456,600
30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	457,400
31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	457,800
32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	458,500
33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	459,000
34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	459,400
35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	459,800
36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	460,200
37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	460,600
38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	460,900
39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	461,200
40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	461,500
41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	461,800
42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	462,100
43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	462,400
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	462,700
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	463,000
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	

58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	
67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	
68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	
69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	
70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	
71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	
72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	
73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	
74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800	
75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100	
76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300	
77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500	
78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800	
79	308, 400	324, 500	345, 700	393, 700	430, 600	441, 100	
80	309, 000	325, 500	347, 100	394, 900	430, 900	441, 300	
81	309, 500	326, 400	348, 400	396, 000	431, 200	441, 500	
82	310, 000	327, 400	350, 000	396, 600	431, 600	441, 800	
83	310, 700	328, 300	351, 500	397, 100	432, 000	442, 100	
84	311, 300	329, 300	353, 000	397, 600	432, 400	442, 300	
85	311, 900	330, 200	354, 400	398, 200	432, 700	442, 500	
86	312, 500	331, 200	355, 900	398, 800			
87	313, 200	332, 200	357, 400	399, 400			
88	313, 900	333, 200	358, 800	400, 000			
89	314, 600	334, 100	360, 100	400, 300			
90	315, 300	335, 400	361, 300	400, 800			
91	316, 000	336, 600	362, 500	401, 300			
92	316, 700	337, 800	363, 800	401, 800			
93	317, 200	339, 000	365, 100	402, 200			
94	318, 100	340, 300	366, 600	402, 600			
95	319, 000	341, 500	368, 100	403, 100			
96	319, 800	342, 700	369, 500	403, 600			
97	320, 500	343, 900	370, 800	404, 000			
98	321, 400	345, 200	372, 000	404, 500			
99	322, 300	346, 400	373, 100	405, 000			

100	323, 200	347, 600	374, 300	405, 400		
101	324, 100	349, 000	375, 400	405, 700		
102	325, 100	349, 900	376, 500	406, 100		
103	326, 100	350, 900	377, 600	406, 500		
104	327, 000	352, 000	378, 700	406, 800		
105	327, 800	353, 100	379, 900	407, 100		
106	328, 400	354, 200	380, 400	407, 600		
107	329, 000	355, 200	381, 000	408, 100		
108	329, 600	356, 200	381, 600	408, 600		
109	330, 100	357, 400	382, 200	408, 900		
110	330, 600	358, 400	382, 700	409, 400		
111	331, 000	359, 400	383, 100	409, 900		
112	331, 500	360, 300	383, 600	410, 400		
113	332, 300	361, 200	384, 000	410, 700		
114	332, 900	362, 100	384, 400	411, 200		
115	333, 600	363, 000	384, 900	411, 700		
116	334, 200	364, 000	385, 400	412, 200		
117	334, 800	365, 000	385, 800	412, 600		
118	335, 500	365, 400	386, 300	413, 100		
119	336, 200	366, 000	386, 900	413, 500		
120	336, 900	366, 600	387, 400	414, 000		
121	337, 500	366, 900	387, 600	414, 400		
122	337, 800	367, 300	388, 100			
123	338, 300	367, 700	388, 600			
124	338, 800	368, 100	389, 000			
125	339, 100	368, 500	389, 500			
126		368, 900	390, 000			
127		369, 300	390, 500			
128		369, 700	391, 000			
129		370, 100	391, 300			
130		370, 500	391, 800			
131		370, 900	392, 300			
132		371, 300	392, 800			
133		371, 500	393, 100			
134		372, 000	393, 600			
135		372, 300	394, 000			
136		372, 600	394, 400			
137		372, 900	394, 700			
138		373, 300	395, 100			
139		373, 800	395, 600			
140		374, 300	396, 100			
141		374, 600	396, 400			

	142		375,100				
	143		375,600				
	144		376,100				
	145		376,400				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500
							360,700

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額</u>(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条の4 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</u></p> <p>ア <u>自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,00円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以</u></p>

		<u>上 10 キロメートル未満である職員</u> <u>4,200 円</u>	
	ウ	<u>使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員</u> <u>7,300 円</u>	
	エ	<u>使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員</u> <u>10,400 円</u>	
	オ	<u>使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員</u> <u>13,500 円</u>	
	カ	<u>使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員</u> <u>16,600 円</u>	
	キ	<u>使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員</u> <u>19,700 円</u>	
	ク	<u>使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員</u> <u>22,800 円</u>	
	ケ	<u>使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員</u> <u>25,900 円</u>	
	コ	<u>使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員</u> <u>29,100 円</u>	
	サ	<u>使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員</u> <u>32,300 円</u>	
	シ	<u>使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員</u> <u>35,500 円</u>	
	ス	<u>使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員</u> <u>38,700 円</u>	
(3) (略)			
3	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又	3	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又

は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア (略)

イ 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、アに定める額及び支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額。以下このイにおいて同じ。)の合算額、アに定める額又は支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定め

は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

ア (略)

イ 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、アに定める額及び次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額。以下このイにおいて同じ。)の合算額、アに定める額又は次に定める額

る額

4 から 9 まで (略)

(期末手当)

第 20 条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 126.25 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 126.25」とあるのは、「100 分の 71.25」とする。

(ア) 自動車等の使用距離(以下このイにおいて「使用距離」という。)が片道 60 キロメートル未満である職員
前項第 2 号アからシまでに掲げる区分に応じ、当該アからシまでに定める額

(イ) 使用距離が片道 60 キロメートル以上 62 キロメートル未満である職員 47,000 円

(ウ) 使用距離が片道 62 キロメートル以上 64 キロメートル未満である職員 48,500 円

(エ) 使用距離が片道 64 キロメートル以上 66 キロメートル未満である職員 50,100 円

(オ) 使用距離が片道 66 キロメートル以上 68 キロメートル未満である職員 51,600 円

(カ) 使用距離が片道 68 キロメートル以上 70 キロメートル未満である職員 53,200 円

(キ) 使用距離が片道 70 キロメートル以上である職員 54,700 円

4 から 9 まで (略)

(期末手当)

第 20 条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 125, 12 月に支給する場合には 100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) から (4) まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 7」

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100分の106.25 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25 を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

別表第1(第4条関係) 等級別基準職務表

1 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	<u>主事の職務</u>
2級の項及び3級の項	(略)
4級	<u>1 困難な業務を行う係長の職務</u> <u>2 主査の職務</u>
5級	<u>1 副参事の職務</u> <u>2 課長補佐の職務</u>

2.5」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 6月に支給する場合には100分の105, 12月に支給する場合には100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50, 12月に支給する場合には100分の52.5 を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

別表第1(第4条関係) 等級別基準職務表

1 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	<u>1 主事の職務</u> <u>2 主事補の職務</u>
2級の項及び3級の項	(略)
4級	<u>1 課長補佐の職務</u> <u>2 困難な業務を行う係長の職務</u> <u>3 主査の職務</u>

6級	<u>1 次長の職務</u> <u>2 課長の職務</u>	5級	<u>1 課長の職務</u> <u>2 副参事の職務</u>
7級	(略)	6級	<u>1 次長の職務</u> <u>2 参事補の職務</u>
7級			(略)
2 消防職給料表等級別基準職務表			2 消防職給料表等級別基準職務表
職務の級	職務の内容	職務の級	職務の内容
1級の項から3級の項まで	(略)	1級の項から3級の項まで	(略)
4級	<u>消防司令補の職務</u>	4級	<u>1 消防司令の職務</u> <u>2 消防司令補の職務</u> <u>3 困難な業務を行う消防士長の職務</u>
5級	<u>1 消防司令長の職務</u> <u>2 消防司令の職務</u>	5級	<u>消防司令長の職務</u>
6級の項及び7級の項	(略)	6級の項及び7級の項	(略)

(取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を</u></p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を</p>

用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)の期末手当の額は、取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号。以下「給与条例」という。)第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき市規則で定めるもの」とあるのは「市規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
(給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>405,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>655,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>765,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>893,000円</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	5	655,000円	6	765,000円	7	893,000円	(給与に関する特例) 第6条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。 <table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>392,000円</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000円</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000円</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000円</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000円</td></tr><tr><td>6</td><td>740,000円</td></tr><tr><td>7</td><td>864,000円</td></tr></tbody></table>	号給	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円	6	740,000円	7	864,000円
号給	給料月額																																
1	405,000円																																
2	455,000円																																
3	508,000円																																
4	574,000円																																
5	655,000円																																
6	765,000円																																
7	893,000円																																
号給	給料月額																																
1	392,000円																																
2	440,000円																																
3	492,000円																																
4	555,000円																																
5	634,000円																																
6	740,000円																																
7	864,000円																																
2及び3 (略) (給与条例の適用除外等) 第7条 (略)	2及び3 (略) (給与条例の適用除外等) 第7条 (略)																																
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の10」7.5」とあるのは「100分の90」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。																																

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正

する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と, 給与条例第20条第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の96.25</u> 」と, 給与条例第21条第2項第1号中「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の88.75</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第7条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号)第6条の規定」と, 給与条例第20条第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の95</u> 」と, 「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の97.5</u> 」と, 給与条例第21条第2項第1号中「 <u>100分の105</u> 」とあるのは「 <u>100分の87.5</u> 」と, 「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の90</u> 」とする。

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 1から3まで (略) <u>(通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額改定の効力発生時期の特例)</u> 4 第8条の規定により給与条例第12条の4の規定を準用する場合又は第29条第2項の規定により給与条例第12条の4第2項の規定の例によることとする場合において, 同項に定める額の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額についての当	付 則 1から3まで (略)

該改定の効力は、当分の間、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日（当該条例の施行の日が4月1日であるときは、その日）から生ずるものとする。

5及び6 （略）

4及び5 （略）

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（同項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の取手市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例又は第5条の規定による改正前の取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の特別職給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（市規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

議案第73号

令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ802,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,855,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年12月25日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		8,580,270	462,308	9,042,578
	2 国 庫 補 助 金	1,473,445	462,308	1,935,753
16 県 支 出 金		3,390,414	104,982	3,495,396
	2 県 補 助 金	855,111	104,982	960,093
19 繰 入 金		3,812,666	235,320	4,047,986
	2 基 金 繰 入 金	3,709,365	235,320	3,944,685
歳 入 合 計		53,052,827	802,610	53,855,437

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		275,502	1,100	276,602
	1 議会費	275,502	1,100	276,602
2 総務費		11,332,755	44,342	11,377,097
	1 総務管理費	10,142,835	32,142	10,174,977
	2 徴税費	493,718	16,600	510,318
	3 戸籍住民基本台帳費	426,997	1,200	428,197
	4 選挙費	142,345	△1,100	141,245
	5 統計調査費	95,666	△9,500	86,166
3 民生費	6 監査委員費	31,194	5,000	36,194
		20,184,623	480,195	20,664,818
	1 社会福祉費	9,177,050	△23,920	9,153,130
	2 児童福祉費	8,307,711	492,115	8,799,826
4 衛生費	3 生活保護費	2,699,589	12,000	2,711,589
		1,973,675	△13,400	1,960,275
	1 保健衛生費	1,286,701	△21,000	1,265,701
5 農林水産業費	2 清掃費	684,998	7,600	692,598
		293,914	3,100	297,014
6 商工費	1 農業費	293,914	3,100	297,014
		374,091		374,091
7 土木費	1 商工費	374,091		374,091
		5,294,535	16,400	5,310,935
	1 土木管理費	399,960	14,900	414,860

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,078,412	△4,300	1,074,112
	3 都 市 計 画 費	3,730,635	△2,100	3,728,535
	4 住 宅 費	85,528	7,900	93,428
8 消 防 費		1,940,018	72,900	2,012,918
	1 消 防 費	1,940,018	72,900	2,012,918
9 教 育 費		7,236,504	197,973	7,434,477
	1 教 育 総 務 費	1,000,479	17,158	1,017,637
	2 小 学 校 費	2,370,460	69,570	2,440,030
	3 中 学 校 費	1,457,651	48,183	1,505,834
	4 幼 稚 園 費	43,376	△1,400	41,976
	5 社 会 教 育 費	1,282,019	17,300	1,299,319
	6 保 健 体 育 費	1,082,519	47,162	1,129,681
歳 出 合 計			53,052,827	802,610
				53,855,437

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	物価高対応子育て応援手当支給事業	292,308
		給食費負担軽減事業（民間保育施設等分）	61,677
		給食費負担軽減事業（公立保育所分）	18,148
9 教 育 費	2 小 学 校 費	給食費負担軽減事業（小学校分）	69,570
	3 中 学 校 費	給食費負担軽減事業（中学校分）	48,583
	6 保 健 体 育 費	給食費負担軽減事業（給食センター分）	48,062

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
15	国 庫 支 出 金	8,580,270	462,308	9,042,578
16	県 支 出 金	3,390,414	104,982	3,495,396
19	繰 入 金	3,812,666	235,320	4,047,986
	歳 入 合 計	53,052,827	802,610	53,855,437

歳出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 議 会 費	275,502	1,100	276,602				1,100	
2 総 務 費	11,332,755	44,342	11,377,097				44,342	
3 民 生 費	20,184,623	480,195	20,664,818	452,290			27,905	
4 衛 生 費	1,973,675	△13,400	1,960,275				△13,400	
5 農 林 水 産 業 費	293,914	3,100	297,014				3,100	
6 商 工 費	374,091		374,091					
7 土 木 費	5,294,535	16,400	5,310,935				16,400	
8 消 防 費	1,940,018	72,900	2,012,918				72,900	
9 教 育 費	7,236,504	197,973	7,434,477	115,000			82,973	
歳 出 合 計	53,052,827	802,610	53,855,437	567,290			235,320	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	584,529	170,000	754,529	5 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	170,000	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 170,000 増
2 民生費国庫補助金	355,847	292,308	648,155	2 児童福祉費補助金	292,308	・物価高対応子育て応援手当事業費補助金 280,000 ・物価高対応子育て応援手当事務費補助金 12,308
計	1,473,445	462,308	1,935,753			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

1 民生費県補助金	468,545	104,982	573,527	4 児童福祉費補助金	104,982	・低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業補助金 104,982
計	855,111	104,982	960,093			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金 繰 入 金	581,186	235,320	816,506	1 財政調整基金 繰 入 金	235,320	・財政調整基金繰入金 235,320 増
計	3,709,365	235,320	3,944,685			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債					
1 議 会 費	1,100 (275,502) (276,602)			1,100				
				1,100	2 納 入 料	1,000	2 一般職人件費 1,100 増	
					3 職員手当等	△300	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 増	
					4 共 濟 費	400	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 300 減	
							共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 300 減	
項 計	1,100 (275,502) (276,602)			1,100				
款 計	1,100 (275,502) (276,602)			1,100				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一 般 管 理 費	28,042 (1,674,800) (1,702,842)				28,042 196	2 納 入 料 3 職員手当等 4 共 濟 費	7,000 26,501 △5,459	1 特別職人件費 職員手当等 ・制度改正による調整 共済費 ・制度改正による調整	196 増 133 増 63 増

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特 定 財 源			区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		財 源			
1 一 般 管 理 費					27,846			2 一般職人件費	27,846 増
								給料	(7,000 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	7,000 増
								職員手当等	(26,368 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	26,368 増
								共済費	(5,522 減)
								・給与改定及び現員現給の調整	5,522 減
9 交通安全 対 策 費	4,100				4,100				
	(105,696)				4,100	2 納 入 料	1,000	2 一般職人件費	4,100 増
	(109,796)					3 職員手当等	2,800		
						4 共 濟 費	300	給料	(1,000 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	1,000 増
								職員手当等	(2,800 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	2,800 増
								共済費	(300 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	300 増
項 計	32,142				32,142				
	(10,142,835)								
	(10,174,977)								

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税 务 総 功 費	16,600 (331,375) (347,975)				16,600 16,600	2 納 入 料	7,800	2 一般職人件費	16,600 増
----------------	------------------------------------	--	--	--	------------------	---------	-------	----------	----------

(款) 2 総務費

(項) 2 徴稅費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他の 財源				
1 税務 総務費					3 職員手当等	5,500	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	
					4 共済費	3,300	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	
項 計	16,600 (493,718) (510,318)			16,600			(7,800 増) 7,800 増 (5,500 増) 5,500 増 (3,300 増) 3,300 増	

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,200 (425,406) (426,606)			1,200	2 納入料	700	2 一般職人件費	1,200 増
							給料 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	
項 計	1,200 (426,997) (428,197)			1,200				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定期貨源		一般 財 源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 選挙管理 委員会費	△1,100 (22,326) (21,226)			△1,100			2 一般職人件費 給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	
				△1,100	2 納料	△1,500		
項 計	△1,100 (142,345) (141,245)			△1,100				

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

1 統計調査 総務費	△9,500 (26,283) (16,783)				△9,500			2 一般職人件費 給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	9,500 減 (2,900 減) (2,900 減) (5,500 減) (1,100 減) (1,100 減)
					△9,500	2 納料	△2,900		

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
項 計	△9,500 (95,666) (86,166)			△9,500				

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

1 監 査 委 員 費	5,000			5,000			2 一般職人件費	5,000 増
	(31,194)			5,000	2 紙 料	1,600		
	(36,194)				3 職員手当等	3,100	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	(1,600 増) 1,600 増
					4 共 濟 費	300		
							職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	(3,100 増) 3,100 増
項 計	5,000 (31,194) (36,194)			5,000			共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	(300 増) 300 増
款 計	44,342 (11,332,755) (11,377,097)			44,342				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福 祉 総 務 費	△18,900			△18,900			2 一般職人件費	12,800 減
	(1,648,347)			△12,800	2 紙 料	△2,700		
	(1,629,447)				3 職員手当等	△7,300		

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目 目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債					
1 社会福祉 総務費				△6,100	4 共 濟 費	△2,800	給料 (2,700 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,700 減	
					27 繰 出 金	△6,100	職員手当等 (7,300 減) ・給与改定及び現員現給の調整 7,300 減	
							共済費 (2,800 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,800 減	
					40 国民健康保険事業特別会計繰出金		6,100 減	
							繰出金 (6,100 減) ・国民健康保険事業特別会計繰出金 6,100 減	
3 老人 福祉費	△5,020 (3,810,327) (3,805,307)			△5,020	380	27 繰 出 金	△5,020	
						48 介護保険特別会計繰出金	380 増	
							繰出金 (380 増) ・介護保険特別会計繰出金 380 増	
				△5,400			72 後期高齢者医療特別会計繰出金 5,400 減	
							繰出金 (5,400 減) ・後期高齢者医療特別会計繰出金 5,400 減	
項 計	△23,920 (9,177,050) (9,153,130)			△23,920				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				区分	金額	説明			
		特定財源			一般 財 源						
		国庫支出金	地方債	その他の 財源							
1 児童福祉 総務費	104,982							51 低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業に 要する経費 104,982			
								報酬 (960) ・会計年度任用職員報酬 960 旅費 (40) 費用弁償 40 需用費 (220) 消耗品費 220 役務費 (462) 通信運搬費 220 手数料 242 委託料 (3,300) ・給付金システム処理業務委託料 3,300 負担金、補助及び交付金 (100,000) ・低所得の子育て世帯生活応援特別給付金 100,000			
3 児童 入所費	61,677 (3,284,792) (3,346,469)	43,000 国庫支出金 43,000		18,677	18 負担金、 補助及び 交付金	61,677		22 民間保育園運営に要する経費 61,677 増			
				18,677				(3) 民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費 61,677			
		43,000		18,677				負担金、補助及び交付金 (61,677) ・民間保育園等食材料費補助金 61,677			
4 保育所費	△18,652 (1,307,917) (1,289,265)	12,000 国庫支出金		△30,652							

(款) 3 民生費

(項) 2 兒童福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
4 保育所費				△36,800	2 納入料	△19,900	2 一般職人件費	36,800 減
					3 職員手当等	△10,100	給料	(19,900 減)
					4 共 濟 費	△6,800	・給与改定及び現員現給の調整	19,900 減
					10 需 用 費	18,148	職員手当等	(10,100 減)
					7 賄 材 料 費	18,148	・給与改定及び現員現給の調整	10,100 減
		12,000					共済費	(6,800 減)
							・給与改定及び現員現給の調整	6,800 減
		12,000					20 保育所の管理運営に要する経費	18,148 増
							(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	18,148
							需用費	(18,148)
							賄材料費	18,148
項 計	492,115 (8,307,711) (8,799,826)	452,290		39,825				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	12,000				12,000					
	(161,289)									
	(173,289)									
					12,000	2 紙料	4,600	2 一般職人件費		12,000 増
						3 職員手当等	5,400			
						4 共済費	2,000			
								給料		(4,600 増)
								・給与改定及び現員現給の調整		4,600 増
								職員手当等		(5,400 増)
								・給与改定及び現員現給の調整		5,400 増

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
1 生活保護 総務費							共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 (2,000 増) 2,000 増	
項 計	12,000 (2,699,589) (2,711,589)			12,000				
款 計	480,195 (20,184,623) (20,664,818)	452,290		27,905				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生 総務費	△21,000 (483,125) (462,125)			△21,000 △21,000	2 納料	△12,100	2 一般職人件費	21,000 減
								給料 ・給与改定及び現員現給の調整 (12,100 減) 12,100 減
					3 職員手当等	△5,400		職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 (5,400 減) 5,400 減
					4 共済費	△3,500		共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 (3,500 減) 3,500 減
項 計	△21,000 (1,286,701) (1,265,701)			△21,000				

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 清掃 総務費	7,600 (75,297) (82,897)			7,600				
				7,600	2 納入料	4,800	2 一般職人件費 7,600 増	
					3 職員手当等	2,200	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 4,800 増	
					4 共済費	600	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 2,200 増	
項 計	7,600 (684,998) (692,598)			7,600			共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 600 増	
款 計	△13,400 (1,973,675) (1,960,275)			△13,400				

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業 委員会費	2,000 (60,826) (62,826)	2,000			2 納入料 500	2 一般職人件費 2,000 増		
						3 職員手当等 1,000	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 500 増	
						4 共済費 500	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 1,000 増	
						共済費 (500 増)		

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 農業委員会費							・給与改定及び現員現給の調整 500 増	
2 農業総務費	1,100 (61,703) (62,803)			1,100				
				1,100	2 納料	600	2 一般職人件費 1,100 増	
					3 職員手当等	300	給料 (600 増)	
					4 共済費	200	・給与改定及び現員現給の調整 600 増 職員手当等 (300 増) ・給与改定及び現員現給の調整 300 増 共済費 (200 増) ・給与改定及び現員現給の調整 200 増	
項 計	3,100 (293,914) (297,014)			3,100				
款 計	3,100 (293,914) (297,014)			3,100				

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	0 (134,141) (134,141)					2 納料	△1,500	2 一般職人件費
								給料 (1,500 減)
								・給与改定及び現員現給の調整 1,500 減 職員手当等 (1,500 増)

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		
		国県支出金	地方債	その他				
1 商工 総務費							給与改定及び現員現給の調整 1,500 増	
項 計	0 (374,091) (374,091)							
款 計	0 (374,091) (374,091)							

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木 総務費	14,900				14,900				
	(399,960)				14,900	2 紙料	8,300	2 一般職人件費	14,900 増
	(414,860)					3 職員手当等	3,900	給料	(8,300 増)
						4 共済費	2,700	・給与改定及び現員現給の調整	8,300 増
								職員手当等	(3,900 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	3,900 増
								共済費	(2,700 増)
								・給与改定及び現員現給の調整	2,700 増
項計	14,900				14,900				
	(399,960)								
	(414,860)								

(款) 7 十木費

(項) 2 道路橋りょう費

1道 路	△4,300				△4,300		
橋りょう	(163, 539)						
総務費	(159, 239)						

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目 目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国県支出金	地 方 債					
1 道 路 橋りょう 総務費				△4,300	2 納料	△1,200	2 一般職人件費 4,300 減	
					3 職員手当等	△2,700	給料 (1,200 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,200 減	
					4 共済費	△400	職員手当等 (2,700 減) ・給与改定及び現員現給の調整 2,700 減 共済費 (400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 400 減	
項 計	△4,300 (1,078,412) (1,074,112)			△4,300				

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

1 都市計画 総務費	4,400 (552,160) (556,560)			4,400 4,400	2 納料	△1,800	2 一般職人件費 4,400 増	
								給料 (1,800 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,800 減
								職員手当等 (5,800 増) ・給与改定及び現員現給の調整 5,800 増 共済費 (400 増) ・給与改定及び現員現給の調整 400 増
4 街 路 事 業 費	1,000 (203,065) (204,065)			1,000 1,000	2 納料	△300	2 一般職人件費 1,000 増	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債					
4 街 路 事 業 費					3 職員手当等	1,000	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	
					4 共 濟 費	300	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	
							共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	
8 西口都市 整 備 事 業 費	△7,500 (593,527) (586,027)			△7,500				
				△7,500	27 繰 出 金	△7,500	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 繰出金 ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金	
項 計	△2,100 (3,730,635) (3,728,535)			△2,100			7,500 減 (7,500 減) 7,500 減	

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

1 住 宅 管 理 費	7,900 (85,528) (93,428)			7,900 7,900	2 納 入 料	4,700	2 一般職人件費	7,900 増 (4,700 増) 4,700 増 (1,700 増) 1,700 増 (1,500 増)
					3 職員手当等	1,700	給料 ・給与改定及び現員現給の調整	
					4 共 濟 費	1,500	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整	

(款) 7 土木費

(項) 4 住宅費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般財源	区分		
		国県支出金	地方債	その他				
1 住宅管理費							・給与改定及び現員現給の調整 1,500 増	
項 計	7,900 (85,528) (93,428)				7,900			
款 計	16,400 (5,294,535) (5,310,935)				16,400			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
2 事務局費	17,158 (726,187) (743,345)			17,158				
				58	2 納入料	6,400	1 特別職人件費 58 増	
				17,100	3 職員手当等	8,838	職員手当等 ・制度改正による調整 38 増	
					4 共済費	1,920	共済費 ・制度改正による調整 38 増	
							2 一般職人件費 20 増	
							給料 ・給与改定及び現員現給の調整 6,400 増	
							職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 8,800 増	
							共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 1,900 増	
							1,900 増	
項 計	17,158 (1,000,479) (1,017,637)			17,158				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

4 学 校 給 食 費	69,570 (368,899)	48,000 国庫支出金 48,000			21,570			
					21,570	10 需用費	69,570	20 給食運営に要する経費 69,570 増
					21,570	7 賄材料費	69,570	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 69,570

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
4 学 校 給 食 費							需用費 賄材料費 (69,570) 69,570	
項 計	69,570 (2,370,460) (2,440,030)	48,000		21,570				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学 校 管 理 費	△400 (183,749) (183,349)			△400 △400	2 給 料	100	2 一般職人件費	400 減
4 学 校 給 食 費	48,583 (183,505) (232,088)	34,000 国庫支出金 34,000		14,583 14,583	10 需 用 費	48,583	20 給食運営に要する経費 (3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 需用費 賄材料費	48,583 増 48,583 (48,583) 48,583

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債					
項 計	48,183 (1,457,651) (1,505,834)	34,000			14,183			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園 管 理 費 (43,376) (41,976)	△1,400			△1,400			2 一般職人件費 給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	1,400 減 (500 減) 500 減 (400 減) 400 減 (500 減) 500 減
				△1,400	2 納料	△500		
項 計	△1,400 (43,376) (41,976)			△1,400	3 職員手当等	△400		
					4 共 濟 費	△500		

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育 総務費 (865,253) (882,553)	17,300			17,300			2 一般職人件費 給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等	17,300 増 (8,400 増) 8,400 増 (6,300 増)
				17,300	2 納料	8,400		
					3 職員手当等	6,300		
					4 共 濟 費	2,600		

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 社会教育 総務費							・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 6,300 増 (2,600 増) 2,600 増	
項 計	17,300 (1,282,019) (1,299,319)			17,300				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育 総務費	5,700 (88,126) (93,826)			5,700 5,700	2 給料	2,200	2 一般職人件費	5,700 増
					3 職員手当等	1,900		
3 学校給食 センター 費	41,462 (301,430) (342,892)	33,000 国庫支出金		8,462 △6,600	2 給料	△2,900	2 一般職人件費	6,600 減
					3 職員手当等	△2,600		
				10 需用費 7 賄材料費	4 給料	△1,100	10 需用費 7 賄材料費	2,900 減 (2,600 減) 2,600 減

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債					
3 学校給食 センター 費		33,000		15,062			共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 20 給食センター運営に要する経費 (3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 需用費 賄材料費	
		33,000		15,062			(1,100 減) 1,100 減 48,062 増 48,062 48,062	
項 計	47,162 (1,082,519) (1,129,681)	33,000		14,162				
款 計	197,973 (7,236,504) (7,434,477)	115,000		82,973				
歳出合計	802,610 (53,052,827) (53,855,437)	567,290		235,320				

給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費					共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
報酬 (千円)	給料 (千円)		期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他の手当 (千円)	計 (千円)					
補正前	長等	4	35,640	11,784 (3.45)	4,812	52,236	8,712	60,948		
	議員	24	119,760	39,596 (3.45)		159,356	32,076	191,432		
	その他の特別職	2,335	148,896			148,896	220	149,116		
	計	2,363	268,656	35,640	51,380	4,812	360,488	41,008	401,496	
補正後	長等	4	35,640	11,955 (3.5)	4,812	52,407	8,795	61,202		
	議員	24	119,760	39,596 (3.5)		159,356	32,076	191,432		
	その他の特別職	2,335	148,896			148,896	220	149,116		
	計	2,363	268,656	35,640	51,551	4,812	360,659	41,091	401,750	
比較	長等			171 (0.05)		171	83	254		
	議員			(0.05)						
	その他の特別職									
	計			171		171	83	254		

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(901) 764	1,205,223	3,015,200	3,003,197	7,223,620	1,211,856	8,435,476	
補正後	(904) 764	1,206,183	3,070,300	3,103,645	7,380,128	1,234,134	8,614,262	
比較	(3)	960	55,100	100,448	156,508	22,278	178,786	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	補正後	73,700	59,100	56,300	122,000	13,480	244,994	56,000
	比較	4,900	3,500	2,400	11,100	1,900	36,048	6,900
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正前	830,085	694,638	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	補正後	852,785	711,038	462,000	393,100	45,538	11,800	1,810
	比較	22,700	16,400	△ 14,700	9,300			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(70) 764		3,015,200	2,838,374	5,853,574	1,065,240	6,918,814	
補正後	(70) 764		3,070,300	2,938,822	6,009,122	1,087,518	7,096,640	
比較			55,100	100,448	155,548	22,278	177,826	

※()内は、再任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	68,800	55,600	53,900	110,900	11,580	208,946	49,100
	補正後	73,700	59,100	56,300	122,000	13,480	244,994	56,000
	比較	4,900	3,500	2,400	11,100	1,900	36,048	6,900
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正前	740,600	619,300	476,700	383,800	45,538	11,800	1,810
	補正後	763,300	635,700	462,000	393,100	45,538	11,800	1,810
	比較	22,700	16,400	△ 14,700	9,300			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(831)	1,205,223		164,823	1,370,046	146,616	1,516,662	
補正後	(834)	1,206,183		164,823	1,371,006	146,616	1,517,622	
比較	(3)	960			960		960	

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前							
	補正後							
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補正前	89,485	75,338					
	補正後	89,485	75,338					
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明				備考
給料	55,100	給与改定に伴う増減分	101,493				
		昇給に伴う増加分					
		その他の増減分	△46,393				
職員手当	100,448	制度改正に伴う増減分	86,103	扶養	千円	期末	32,197 千円
				通勤		勤勉	28,362
				住居		退・手・負	13,341
				管理職		地域	12,203
				特勤		休日	
				時間外		夜間	
				児童		管理職特勤	
	その他の増減分	14,345	扶養	4,900 千円	期末	△9,497 千円	
				通勤	3,500	勤勉	△11,962
				住居	2,400	退・手・負	△28,041

(3) 給料及び職員手当の状況
ア 職員1人当たり給与

区分		行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	318,100	321,043	322,037
	平均給与月額(円)	402,680	434,728	371,751
	平均年齢(歳)	41.6	37.0	53.8
補正後	平均給料月額(円)	326,869	334,804	335,524
	平均給与月額(円)	400,113	413,912	387,755
	平均年齢(歳)	41.4	37.6	52.4

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度		
				行政職(円)	公 安 職(円)	技能労務職(円)
高校卒	200,300	225,600	198,200	200,300	225,600	198,200
大学卒	232,000	263,000		232,000	263,000	

ウ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正前	(1.2) 2.3	(1.2) 2.3	(2.4) 4.6	有	
補正後	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	
国の制度	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有	

※()内は、再任用職員の支給率

議案第74号

令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ684,844千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月25日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		593,527	△7,500	586,027
1 他 会 計 繰 入 金		593,527	△7,500	586,027
歳 入 合 計		692,344	△7,500	684,844

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事 業 費		239,621	△7,500	232,121
2 総 務 費		124,639	△7,500	117,139
歳 出 合 計		692,344	△7,500	684,844

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繼 歳入	593,527	△7,500	586,027
合計	692,344	△7,500	684,844

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	239,621	△7,500	232,121			△7,500		
歳出合計	692,344	△7,500	684,844			△7,500		

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	593,527	△7,500	586,027	1 一般会計繰入金	△7,500	・一般会計繰入金 7,500 減
計	593,527	△7,500	586,027			

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 2 総務費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 総 務 費	△7,500 (124,639) (117,139)			△7,500 繰入金 △7,500		2 納 入 料	△3,300 2 一般職人件費 7,500 減	
						3 職員手当等	△3,600 給料 ・給与改定及び現員現給の調整 3,300 減	
						4 共 濟 費	△600 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 3,600 減 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 600 減 600 減	
項 計	△7,500 (124,639) (117,139)			△7,500				
款 計	△7,500 (239,621) (232,121)			△7,500				
歳出合計	△7,500 (692,344) (684,844)			△7,500				

給与費明細書

一般職

(1) 総括

会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	13		52,000	53,000	105,000	18,200	123,200	
補正後	13		48,700	49,400	98,100	17,600	115,700	
比較			△ 3,300	△ 3,600	△ 6,900	△ 600	△ 7,500	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	2,300	1,400	1,100	3,300		4,000	2,000
	補正後	2,300	1,400	1,100	3,300		3,200	2,000
	比較						△ 800	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	13,600	11,300	7,100	6,900			
	補正後	12,600	10,400	6,600	6,500			
	比較	△ 1,000	△ 900	△ 500	△ 400			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)	説	明	備 考
給 料	△ 3,300	給与改定に伴う増減分	1,555		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 4,855		
職員手当	△ 3,600	制度改正に伴う増減分	1,346	扶養 千円 期末 504 千円 通勤 勤勉 445 住居 退・手・負 210 管理職 地域 187 特勤 休日 時間外 夜間 児童	
		その他の増減分	△ 4,946	扶養 千円 期末 △ 1,504 千円 通勤 勤勉 △ 1,345 住居 退・手・負 △ 710 管理職 地域 △ 587 特勤 休日 時間外 △ 800 夜間 児童	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分		行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	330,062		
	平均給与月額(円)	426,007		
	平均年齢(歳)	42.2		
補正後	平均給料月額(円)	337,625		
	平均給与月額(円)	440,598		
	平均年齢(歳)	41.2		

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度		
				行政職(円)	公 安 職(円)	技能労務職(円)
高校卒	200,300			200,300		
大学卒	232,000			232,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補 正 前	2. 3	2. 3	4. 6	有	
補 正 後	2. 3	2. 35	4. 65	有	
国 の 制 度	2. 3	2. 35	4. 65	有	

議案第 75 号

令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,100 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,334,686 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 25 日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		1,186,707	△6,100	1,180,607
1 他 会 計 繰 入 金		569,684	△6,100	563,584
歳 入 合 計		10,340,786	△6,100	10,334,686

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		260,387	△6,100	254,287
1 総 務 管 理 費		190,231	△9,600	180,631
2 徴 税 費		68,990	3,500	72,490
歳 出 合 計		10,340,786	△6,100	10,334,686

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繼入金	1,186,707	△6,100	1,180,607
歳入合計	10,340,786	△6,100	10,334,686

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1 総務費	260,387	△6,100	254,287			△6,100
歳出合計	10,340,786	△6,100	10,334,686			△6,100

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	569,684	△6,100	563,584	2 職 員 給 与 費 等 繰 入 金	△6,100	・職員給与費等繰入金 6,100 減
計	569,684	△6,100	563,584			

3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 一般 管 理 費	△9,600 (187,549) (177,949)			△9,600 繰入金		2 納入料 △2,900	2 一般職人件費 9,600 減	
				△9,600		3 職員手当等 △5,300	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 2,900 減	
項 計	△9,600 (190,231) (180,631)			△9,600		4 共 濟 費 △1,400	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 5,300 減 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 1,400 減	

(款) 1 総務費

(項) 2 徴稅費

1 徵 税 総 務 費	3,500 (68,990) (72,490)			3,500 繰入金				2 一般職人件費 3,500 増
				3,500		2 納入料 800	3 職員手当等 2,400	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 800 増
						4 共 濟 費 300	職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 2,400 増 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整 300 増	

(款) 1 総務費

(項) 2 徴稅費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一般 財 源	区分		
		国県支出金	地方債	その他の				
項 計	3,500 (68,990) (72,490)			3,500				
款 計	△6,100 (260,387) (254,287)			△6,100				
歳出合計	△6,100 (10,340,786) (10,334,686)			△6,100				

給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(13) 19	18,699	73,200	74,871	166,770	28,466	195,236	
補正後	(13) 19	18,699	71,100	71,971	161,770	27,366	189,136	
比較			△ 2,100	△ 2,900	△ 5,000	△ 1,100	△ 6,100	

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	2,400	1,400	1,200	2,800		6,000	1,800
	補正後	2,700	1,000	1,200	2,800		3,900	2,800
	比較	300	△ 400				△ 2,100	1,000
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	21,619	18,252	9,900	9,500			
	補正後	21,119	17,552	9,700	9,200			
	比較	△ 500	△ 700	△ 200	△ 300			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	19		73,200	69,500	142,700	24,900	167,600	
補正後	19		71,100	66,600	137,700	23,800	161,500	
比較			△ 2,100	△ 2,900	△ 5,000	△ 1,100	△ 6,100	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	2,400	1,400	1,200	2,800		6,000	1,800
	補正後	2,700	1,000	1,200	2,800		3,900	2,800
	比較	300	△ 400				△ 2,100	1,000
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	18,700	15,800	9,900	9,500			
	補正後	18,200	15,100	9,700	9,200			
	比較	△ 500	△ 700	△ 200	△ 300			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(13)	18,699		5,371	24,070	3,566	27,636	
補正後	(13)	18,699		5,371	24,070	3,566	27,636	
比較								

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前							
	補正後							
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	2,919	2,452					
	補正後	2,919	2,452					
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)	説	明	備 考
給 料	△ 2,100	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	2,257		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 4,357		
職員手当	△ 2,900	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	1,953	扶養 千円 期末 732 千円 通勤 勤勉 644 住居 退・手・負 306 管理職 地域 271 特勤 休日 時間外 夜間 児童	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 4,853	扶養 300 千円 期末 △ 1,232 千円 通勤 △ 400 勤勉 △ 1,344 住居 退・手・負 △ 506 管理職 地域 △ 571 特勤 休日 時間外 △ 2,100 夜間 児童 1,000	

(3) 給料及び職員手当の状況
 ア 職員1人当たり給与

区分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	318,000	
	平均給与月額(円)	389,248	
	平均年齢(歳)	41.8	
補正後	平均給料月額(円)	328,933	
	平均給与月額(円)	404,298	
	平均年齢(歳)	41.6	

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度		
				行政職(円)	公 安 職(円)	技能労務職(円)
高校卒	200,300			200,300		
大学卒	232,000			232,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補 正 前	2. 3	2. 3	4. 6	有	
補 正 後	2. 3	2. 35	4. 65	有	
国 の 制 度	2. 3	2. 35	4. 65	有	

議案第 7 6 号

令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5,400 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,156,373 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 25 日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		2,034,864	△5,400	2,029,464
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,034,864	△5,400	2,029,464
歳 入 合 計		4,161,773	△5,400	4,156,373

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		246,975	△5,400	241,575
	1 総 務 管 理 費	241,497	△5,400	236,097
歳 出 合 計		4,161,773	△5,400	4,156,373

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繼入金	2,034,864	△5,400	2,029,464
歳入合計	4,161,773	△5,400	4,156,373

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 総務費	246,975	△5,400	241,575			△5,400
歳出合計	4,161,773	△5,400	4,156,373			△5,400

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事務費等繰入金	134,309	△5,400	128,909	1 事務費等繰入金	△5,400	・職員給与費等繰入金 5,400 減
計	2,034,864	△5,400	2,029,464			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
		国 県 支 出 金	地 方 債					
1 一 般 管 理 費	△5,400 (241,497) (236,097)			△5,400 繰入金 △5,400	2 納 入 料	△1,400	2 一般職人件費 5,400 減	
項 計	△5,400 (241,497) (236,097)				3 職員手当等	△4,000	給料 (1,400 減) ・給与改定及び現員現給の調整 1,400 減 職員手当等 (4,000 減) ・給与改定及び現員現給の調整 4,000 減	
款 計	△5,400 (246,975) (241,575)			△5,400				
歳出合計	△5,400 (4,161,773) (4,156,373)			△5,400				

給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(2) 6	4,930	22,800	24,147	51,877	8,538	60,415	
補正後	(2) 6	4,930	21,400	20,147	46,477	8,538	55,015	
比較			△ 1,400	△ 4,000	△ 5,400		△ 5,400	

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	900	600	400	500		3,000	600
	補正後	100	600	400	500		600	600
	比較	△ 800					△ 2,400	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	6,595	5,552	3,100	2,900			
	補正後	6,395	5,152	3,100	2,700			
	比較	△ 200	△ 400		△ 200			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	6		22,800	22,500	45,300	7,400	52,700	
補正後	6		21,400	18,500	39,900	7,400	47,300	
比較			△ 1,400	△ 4,000	△ 5,400		△ 5,400	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	900	600	400	500		3,000	600
	補正後	100	600	400	500		600	600
	比較	△ 800					△ 2,400	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	5,700	4,800	3,100	2,900			
	補正後	5,500	4,400	3,100	2,700			
	比較	△ 200	△ 400		△ 200			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(2)	4,930		1,647	6,577	1,138	7,715	
補正後	(2)	4,930		1,647	6,577	1,138	7,715	
比較								

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前							
	補正後							
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	895	752					
	補正後	895	752					
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)	説	明	備 考
給 料	△ 1,400	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	619		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,019		
職員手当	△ 4,000	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	601	扶養 千円 期末 234 千円 通勤 勤勉 195 住居 退・手・負 98 管理職 地域 74 特勤 休日 時間外 夜間 児童	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 4,601	扶養 △ 800 千円 期末 △ 434 千円 通勤 勤勉 △ 595 住居 退・手・負 △ 98 管理職 地域 △ 274 特勤 休日 時間外 △ 2,400 夜間 児童	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	313,717	
	平均給与月額(円)	375,508	
	平均年齢(歳)	41.3	
補正後	平均給料月額(円)	335,100	
	平均給与月額(円)	390,580	
	平均年齢(歳)	44.8	

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度		
				行政職(円)	公 安 職(円)	技能労務職(円)
高校卒	200,300			200,300		
大学卒	232,000			232,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補 正 前	2. 3	2. 3	4. 6	有	
補 正 後	2. 3	2. 35	4. 65	有	
国 の 制 度	2. 3	2. 35	4. 65	有	

議案第 77 号

令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16,900 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,128,272 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 岁入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 月 25 日提出

取手市長 中村修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		1,989,233	△8,239	1,980,994
	2 国 庫 補 助 金	315,913	△8,239	307,674
5 県 支 出 金		1,426,218	△4,120	1,422,098
	3 県 補 助 金	79,003	△4,120	74,883
7 繰 入 金		1,750,590	△4,541	1,746,049
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,550,258	380	1,550,638
	2 基 金 繰 入 金	200,332	△4,921	195,411
歳 入 合 計		10,145,172	△16,900	10,128,272

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		218,417	4,500	222,917
	1 総 務 管 理 費	94,151	7,100	101,251
	2 徴 収 費	42,169	△2,600	39,569
3 地 域 支 援 事 業 費		493,467	△21,400	472,067
	3 包括的支援事業費・任意事業費	241,902	△21,400	220,502
歳 出 合 計		10,145,172	△16,900	10,128,272

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
3 国庫支	出金	1,989,233	△8,239	1,980,994
5 県支	出金	1,426,218	△4,120	1,422,098
7 繰入	金	1,750,590	△4,541	1,746,049
歳入合計		10,145,172	△16,900	10,128,272

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	218,417	4,500	222,917			4,500		
3 地域支援事業費	493,467	△21,400	472,067	△12,359		△9,041		
歳出合計	10,145,172	△16,900	10,128,272	△12,359		△4,541		

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 以 外 の 地 域 支 援 事 業)	91,866	△8,239	83,627	1 現 年 度 分	△8,239	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支 援事業交付金 8,239 減
計	315,913	△8,239	307,674			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

2 地域支援事業交付金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 以 外 の 地 域 支 援 事 業)	45,933	△4,120	41,813	1 現 年 度 分	△4,120	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支 援事業交付金 4,120 減
計	79,003	△4,120	74,883			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 地域支援事業繰入金 (介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 以 外 の 地 域 支 援 事 業)	49,194	△4,120	45,074	1 現 年 度 分	△4,120	・介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支 援事業繰入金 4,120 減
4 そ の 他 一 般 会 計 繰 入 金	217,844	4,500	222,344	1 職 員 給 与 費 等 繰 入 金	4,500	・職員給与費等繰入金 4,500 増
計	1,550,258	380	1,550,638			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介 護 給 費 準 備 基 金 繰 入 金	200,332	△4,921	195,411	1 介 護 給 費 準 備 基 金 繰 入 金	△4,921	・介護給付費準備基金繰入金 4,921 減
計	200,332	△4,921	195,411			

3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源		一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債					
1 一般 管理費	7,100 (94,151) (101,251)			7,100 繰入金			2 一般職人件費 7,100 増	
				7,100	2 納料	1,900	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	
項 計	7,100 (94,151) (101,251)			7,100	3 職員手当等	4,600	(1,900 増) 1,900 増	
					4 共 濟 費	600	(4,600 増) 4,600 増	
							(600 増) 600 増	

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

1 賦課 徴 収 費	△2,600 (42,169) (39,569)			△2,600 繰入金				2 一般職人件費 2,600 減
				△2,600	2 納料	△900	給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整	(900 減) 900 減
					3 職員手当等	△1,500	(1,500 減) 1,500 減	
					4 共 濟 費	△200	(200 減) 200 減	

(款) 1 総務費

(項) 2 徴収費

(単位 千円)

目 次	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他の				
項 計	△2,600 (42,169) (39,569)			△2,600				
款 計	4,500 (218,417) (222,917)			4,500				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業費・任意事業費

1 総務費	△21,400 (201,474) (180,074)	△8,239 国庫支出金 △4,120 県支出金 △12,359		△9,041 繰入金 △9,041		2 給料 △8,900	2 一般職人件費	21,400 減
								給料 ・給与改定及び現員現給の調整 職員手当等 ・給与改定及び現員現給の調整 共済費 ・給与改定及び現員現給の調整
項 計	△21,400 (241,902) (220,502)	△12,359		△9,041				(8,900 減) 8,900 減 (9,000 減) 9,000 減 (3,500 減) 3,500 減
款 計	△21,400 (493,467) (472,067)	△12,359		△9,041				
歳出合計	△16,900 (10,145,172) (10,128,272)	△12,359		△4,541				

給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(13) 14	32,034	56,400	65,227	153,661	27,260	180,921	
補正後	(13) 14	32,034	48,500	59,327	139,861	24,160	164,021	
比較			△ 7,900	△ 5,900	△ 13,800	△ 3,100	△ 16,900	

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	800	900	800	1,100		9,100	1,700
	補正後	1,200	1,200	1,100	1,000		7,700	1,000
	比較	400	300	300	△ 100		△ 1,400	△ 700
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	19,667	16,560	7,700	6,900			
	補正後	17,867	14,960	7,000	6,300			
	比較	△ 1,800	△ 1,600	△ 700	△ 600			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	14		56,400	54,800	111,200	20,100	131,300	
補正後	14		48,500	48,900	97,400	17,000	114,400	
比較			△ 7,900	△ 5,900	△ 13,800	△ 3,100	△ 16,900	

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前	800	900	800	1,100		9,100	1,700
	補正後	1,200	1,200	1,100	1,000		7,700	1,000
	比較	400	300	300	△ 100		△ 1,400	△ 700
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	14,000	11,800	7,700	6,900			
	補正後	12,200	10,200	7,000	6,300			
	比較	△ 1,800	△ 1,600	△ 700	△ 600			

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	(13)	32,034		10,427	42,461	7,160	49,621	
補正後	(13)	32,034		10,427	42,461	7,160	49,621	
比較								

※()内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正前							
	補正後							
	比較							
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	
	補正前	5,667	4,760					
	補正後	5,667	4,760					
	比較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 别 内 訳 (千円)	説	明	備 考
給 料	△ 7,900	給与改定に伴う増減分	1,673		
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 9,573		
職員手当	△ 5,900	制度改正に伴う増減分	1,455	扶養 千円 期末 535 千円 通勤 勤勉 474 住居 退・手・負 245 管理職 地域 201 特勤 休日 時間外 夜間 児童	
		その他の増減分	△ 7,355	扶養 400 千円 期末 △ 2,335 千円 通勤 300 勤勉 △ 2,074 住居 300 退・手・負 △ 945 管理職 △ 100 地域 △ 801 特勤 休日 時間外 △ 1,400 夜間 児童 △ 700	

(3) 給料及び職員手当の状況
 ア 職員1人当たり給与

区分	行政職	消防職	技能労務職
補正前	平均給料月額(円)	306,957	
	平均給与月額(円)	382,473	
	平均年齢(歳)	40.1	
補正後	平均給料月額(円)	295,979	
	平均給与月額(円)	359,789	
	平均年齢(歳)	37.1	

イ 初任給

区分	行政職(円)	消防職(円)	技能労務職(円)	国 の 制 度		
				行政職(円)	公 安 職(円)	技能労務職(円)
高校卒	200,300			200,300		
大学卒	232,000			232,000		

ウ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補 正 前	2. 3	2. 3	4. 6	有	
補 正 後	2. 3	2. 35	4. 65	有	
国 の 制 度	2. 3	2. 35	4. 65	有	

令和7年度一般会計12月追加補正予算（案）の概要

議案第73号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第6号）

今回の補正予算は、
 1点目に、国の経済対策に伴い実施する物価高騰対策事業
 2点目に、人事院勧告による人件費の増額
 以上、2つの考え方に基づき、補正予算を計上します。

1. 補正予算の規模

補正予算の総額は、8億261万円の増額で、
 補正後の予算総額は、538億5,543万7千円となります。

一般会計予算12月追加補正額					(単位：千円)
区分	補正額の財源内訳				
補正額	国県支出金	地方債	その他	一般財源	
802,610	567,290			235,320	

2. 岁入補正の内容

1) 国県支出金

■物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）

…1億7,000万円

国は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方自治体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう、地方自治体が実施する物価高騰対策の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を交付することとしました。

なお、推奨事業メニュー分の交付限度額の総額は9億8,334万5千円であり、残額については、今後、早期に補正予算を編成して対応します。

【交付限度額と予算計上時期】 (単位：千円)

区分	交付限度額	補正額	備考
推奨事業メニュー分	983,345	170,000	今回補正
		813,345	残分

■物価高対応子育て応援手当支給事業補助金

…2億9,230万8千円（補助率：国10/10）

- (1)物価高対応子育て応援手当事業費補助金 2億8,000万円
- (2)物価高対応子育て応援手当事務費補助金 1,230万8千円

■低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業補助金

…1億498万2千円（補助率：県10/10）

2) 一般財源

■財政調整基金繰入金 …2億3,532万円増

12月追加補正の財源調整により取り崩す財政調整基金です。

<基金の増減と現在高>

(単位：千円)

基 金	補正前残高	繰入額	補正後残高
財政調整基金	3,024,720	235,320	2,789,400

3. 岁出補正の内容

1) 国の経済対策に伴い実施する物価高騰対策事業 …6億4,333万円

国は、令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算において、各種の物価高騰対策を実施すると決定したことから、市の予算にも給食費の負担軽減事業をはじめとした各事業の実施に必要な経費を計上します。

■物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業…2億4,604万円

食材の価格が高騰するなか、保育所等・市立小中学校における給食費への価格転嫁による保護者負担の増大を防ぐため、国から配分される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用し、食材費高騰の相当額を措置します。

給食費負担軽減事業の内訳

(単位：千円)

対象	R7分	R8分	小計	合計
民間保育園等	-	61,677	61,677	79,825
公立保育所	-	18,148	18,148	
小学校（自校式）	3,500	66,070	69,570	166,215
中学校（自校式）	12,200	36,383	48,583	
給食センター	6,000	42,062	48,062	
合計	21,700	224,340	246,040	246,040

※R7分は、既に実施している負担軽減事業の予算に不足が生じる見込みであることから補正するもの

■物価高対応子育て応援手当支給事業…2億9,230万8千円

国が、物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するため、対象児童1人当たり2万円の給付を実施することから、必要な経費を計上します。

①支給対象者及び対象者数（見込） 14,000人

(1) 令和7年9月30日時点で児童手当の支給対象となる児童 13,700人
(うち、通常の児童手当受給者が11,600人
公務員世帯などで申請が必要な対象者が2,100人)

(2) 上記(1)に含まれない、令和8年3月31日までに出生した児童等 300人

②給付額

児童1人当たり一律2万円

③支給方法及び支給スケジュール

- ・(1)の対象者のうち、児童手当の支給情報が把握できている対象者については、申請不要（プッシュ型）で可能な限り早期に支給（現時点では3月頃を想定）
- ・上記以外の対象者については、申請確認後、可能な限り速やかに支給

■低所得の子育て世帯生活応援特別給付金支給事業…1億498万2千円

県が、物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、対象児童1人当たり5万円の給付を実施することから、必要な経費を計上します。

①支給対象者及び対象者数（見込） 2,000人

- (1)ひとり親世帯の児童 1,000人
(令和8年1月分の児童扶養手当の支給対象となる児童)
- (2)低所得のふたり親世帯の児童 900人
(令和8年1月分の児童手当の支給対象で、住民税均等割非課税世帯の児童)
- (3)公的年金の受給等により児童扶養手当の支給を受けていない世帯の児童 100人

②給付額

児童1人当たり一律5万円

③支給方法及び支給スケジュール

- ・(1)(2)の対象者は、児童扶養手当の支給情報等をもとに、申請不要（プッシュ型）で可能な限り早期に支給（現時点では3月頃を想定）
- ・(3)の対象者については、申請確認後、可能な限り速やかに支給

2) 人事院勧告による人件費の増額 …1億5,928万円増

人事院勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえた取手市職員の給与に関する条例等の一部改正（給料表の改定・期末勤勉手当0.05月分の引き上げ）及び決算を見込んだ現員現給の調整により、給料・諸手当・共済費等を補正します。

【内訳】

- ・一般会計分 1億7,790万円増
- ・特別会計分 1,862万円減（※予算上は特別会計繰出金）

令和7年度特別会計12月追加補正予算（案）の概要

特別会計の12月追加補正は、取手駅西口都市整備事業、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険の4特別会計の補正予算となります。

議案第74号

令和7年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算総額から750万円を減額します。

補正内容は、現員現給の調整により、歳入においては一般会計繰入金が、歳出においては職員人件費が、それぞれ750万円減額となります。

議案第75号

令和7年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

既定の歳入歳出予算総額から610万円を減額します。

補正内容は、現員現給の調整により、歳入においては一般会計繰入金が、歳出においては職員人件費が、それぞれ610万円減額となります。

議案第76号

令和7年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

既定の歳入歳出予算総額から540万円を減額します。

補正内容は、現員現給の調整により、歳入においては一般会計繰入金が、歳出においては職員人件費が、それぞれ540万円減額となります。

議案第77号

令和7年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）

既定の歳入歳出予算総額から1,690万円を減額します。

補正内容は、現員現給の調整により、歳入においては一般会計繰入金が38万円増額、国庫支出金823万9千円、県支出金412万円、介護給付費準備基金繰入金492万1千円がそれぞれ減額、歳出においては職員人件費が1,690万円減額となります。